

**あいち水循環再生基本構想**  
**東三河地域水循環再生行動計画**  
**(第2次)**

**～水が結ぶ森・郷・川・里海の東三河をめざして～**

平成24年2月

愛知県・東三河地域水循環再生地域協議会



# 目 次

---

I	行動計画策定の背景と目的	1
1	背景	1
2	目的	2
3	更新の主な内容	2
II	東三河地域の姿	4
1	自然・社会的特性	4
2	水循環の4つの機能からみた環境特性	4
(1)	「きれいな水」	4
(2)	「豊かな水」	7
(3)	「水が育む多様な生態系」	9
(4)	「ふれあう水辺」	10
III	健全な水循環再生に向けて	12
1	地域目標	13
2	地域共通の取組（アクション・シート）	13
(1)	「安心して利用できるきれいな水」のために	14
(2)	「暮らしを支えて流れる豊かな水」のために	19
(3)	「水が育む多様な生態系」のために	21
(4)	「人と水とがふれあう水辺」のために	25
3	流域別目標	27
4	流域別の取組（アクション・シート）	28
(1)	豊川・天竜川等流域	29
(2)	三河湾沿岸域（豊川・蒲郡等）	41
(3)	三河湾・外海沿岸域（渥美半島等）	48
IV	水循環パートナーシッププロジェクト	57
1	東三水循環再生フォーラム ～森・川・海でつながる地域～	59
2	流域モニタリング一斉調査	60
3	三河湾里海再生プログラムの推進	61
4	関係機関の連携強化（伊勢湾再生推進会議）	62
5	三河湾環境再生プロジェクト	63
V	行動計画推進のために	64
1	各主体に期待される役割	65
2	行動計画の推進に向けて	67
(1)	取組の進行管理	67
(2)	取組実施状況の点検、計画の更新	67
(3)	情報の共有と発信	68
付表	東三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表	69
	東三河地域 水循環取組マップ	

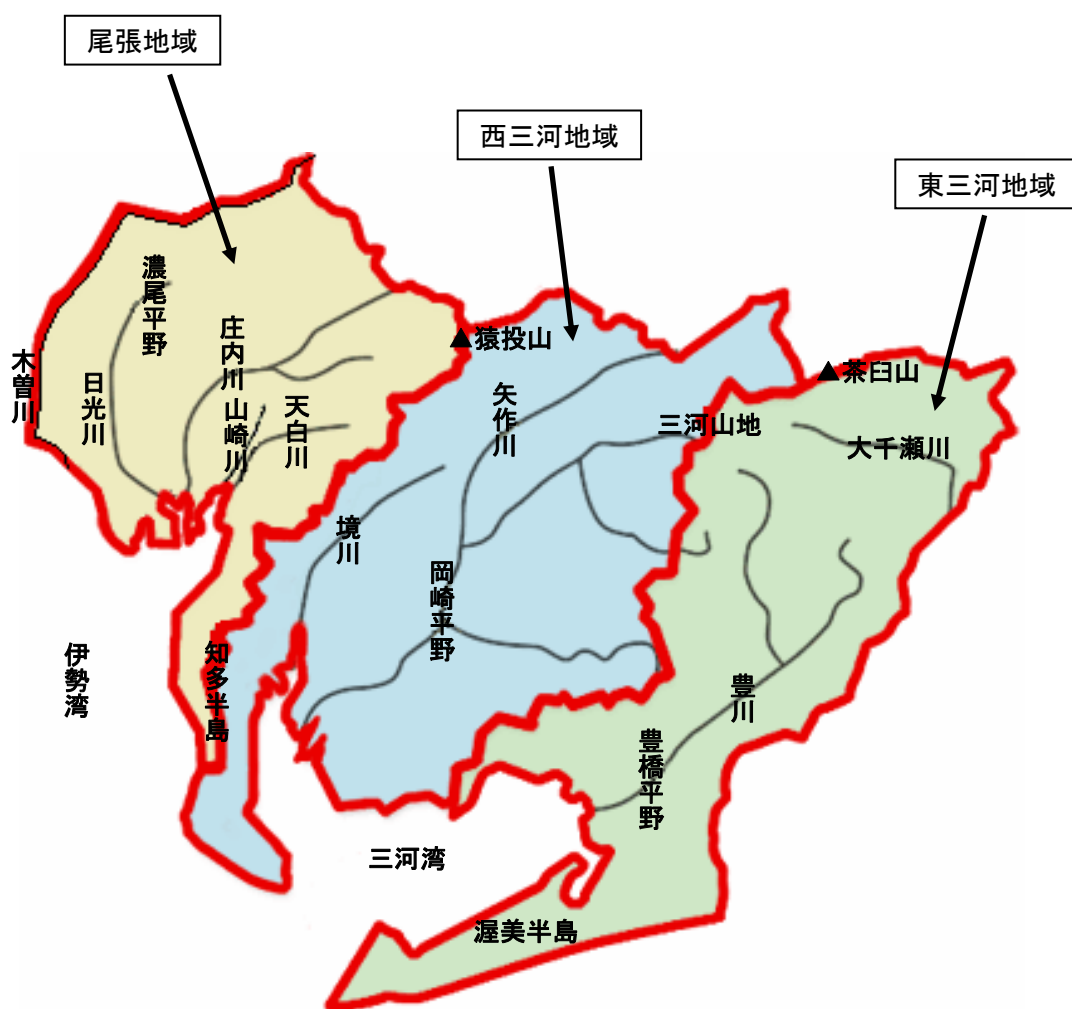


## I 行動計画策定の背景と目的

### 1 背景

愛知県では、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」及び「水辺の保全」の4つの機能が、適切なバランスのもとに確保されている健全な水循環を再生することを目的に、平成18年3月に「あいち水循環再生基本構想」を策定しました。

水循環再生にあたっては、流域の上流から下流までが一体となり、県民、事業者、民間団体、行政による連携・協働した継続的な取組が必要となります。一方、川や海などの水質や水量、生態系、水辺の状況は、地域の地形等の条件や県民生活、経済活動などにより、それぞれの地域で異なります。これらのことから、水循環再生の取組は地域の実情に即し計画的に実施することが重要であることから、県内を尾張地域、西三河地域、東三河地域を単位として地域協議会を設置して取り組んでいくこととしました。



## 2 目的

「あいち水循環再生基本構想」における目標「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を着実に目指すためには、県民や事業者、民間団体、行政の各主体が、水循環再生に関する自らの役割と参加する意義を理解し、各主体の立場に応じた役割分担のもと、自主的・積極的に水循環の再生施策に取り組む必要があります。

そこで、東三河地域の県民や事業者、民間団体、行政からなる「地域協議会」を設立し、「地域協議会」において、地域課題、地域目標、重点取組、水循環再生指標を用いたモニタリング等を内容とした、地域の実情に適した具体的な「東三河地域水循環再生行動計画」を平成 20 年 3 月に策定しました。行動計画の策定に伴い、流域の上流から下流までが一体となって水循環再生の取組を推進します。なお、行動計画の期間は平成 20 年 3 月から 10 年を基本とします。

また、水循環再生の取組の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、更新 (Action) の PDCA サイクルを繰り返し、行動計画の水準向上が必要であります。

そこで、行動計画策定後 3 ヶ年が経過したことから、平成 23 年度に点検そして更新を行い、平成 24 年 2 月に「東三河地域水循環再生行動計画 (第 2 次)」を策定しました。

## 3 更新の主な内容

行動計画を更新するにあたり、これまでの取組を評価分析し、改善を図るため中間評価を行いました。その中間評価の結果から、下記の 4 項目に留意しつつ行動計画を更新しました。また、新たな取組の追加や水質データなどの地域の特徴についても時点修正を行っています。

- ① 行動計画に位置づけられている取組は多数あることから、各取組と基本構想との関連性が分かりにくくなっているという課題があります。そこで、基本構想の考え方を踏まえ、横軸に機能連携、縦軸にテーマ連携のマトリクスを作成し、それぞれに関連する取組をマトリクスに当てはめることにより、取組と機能又はテーマとの関連性を表現しました。具体的には、水循環再生のための取組が記載されている総括表のフォーマットを変更しました。(図 1-1、表 1-1)



図 1-1 基本構想の考え方

表 1-1 各取組の基本構想との位置づけ

		機能連携			
		きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺
テーマ連携	森づくり	汚濁負荷の削減	かん養機能の向上	多様な生態系の保全	—
	郷づくり	汚濁負荷の削減 その他	かん養機能の向上 水資源の有効利用	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理
	まちづくり	汚濁負荷の削減 有害物質の削減	かん養機能の向上 水資源の有効利用	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理 水文化の保存・伝承
	川・里海づくり	汚濁負荷の削減 直接浄化等 環境監視 その他	水資源の有効利用 その他	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理

- ② 行動計画を推進するためには、県民に情報を発信し、地域一体となって取組を推進していくことが求められます。そのためには、県民への取組に対する意識の普及・啓発が必要であります。そのような背景から、行動計画の取組のさらなる活性化を目指し、水循環取組マップを新規に作成しました。

水循環取組マップは、水循環再生に向けた4つのめざす姿（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）に関わる取組内容を掲載しております。このマップは、行動計画策定以降、県内の各地域で行ってきた取組の成果を活用し、県民に活動状況の情報発信とともに、取組の参加を促していく啓発資料として活用することを目的としています。なお、水循環取組マップは行動計画の本編ではなく、付表として記載している総括表の一部として記載しています。

- ③ 行動計画の取組には、法律的な位置づけのある取組や任意の計画をベースに実施している取組などがあることから、個々の取組がそれぞれどのような計画をベースに実施しているのかを整理しました。具体的には、アクション・シートに「関連する計画及び根拠となる法律」の記述を追加しました。

- ④ 行動計画の進捗状況を点検・把握するため「取組点検指標」を平成20年度に取りまとめ、平成21年度から「取組点検指標」の実績値（前年度分）の集計を始めております。「取組点検指標」は「地域共通の取組」と「流域別の取組」が設定されております。

「流域別の取組」は、従来より行動計画にアクション・シートとして掲げられていることから、「地域共通の取組」も新規にアクション・シートを作成しました。今後は、アクション・シートにより、「取組点検指標」の取組の背景及び目的などを把握することができるようになります。

## II 東三河地域の姿

### 1 自然・社会的特性

東部は豊川に沿って上流に設楽山地と八名・弓張山地が、下流には豊橋平野が形成され、また豊橋平野からは渥美半島が伸びています。この地域の主な河川としては、豊川があります。

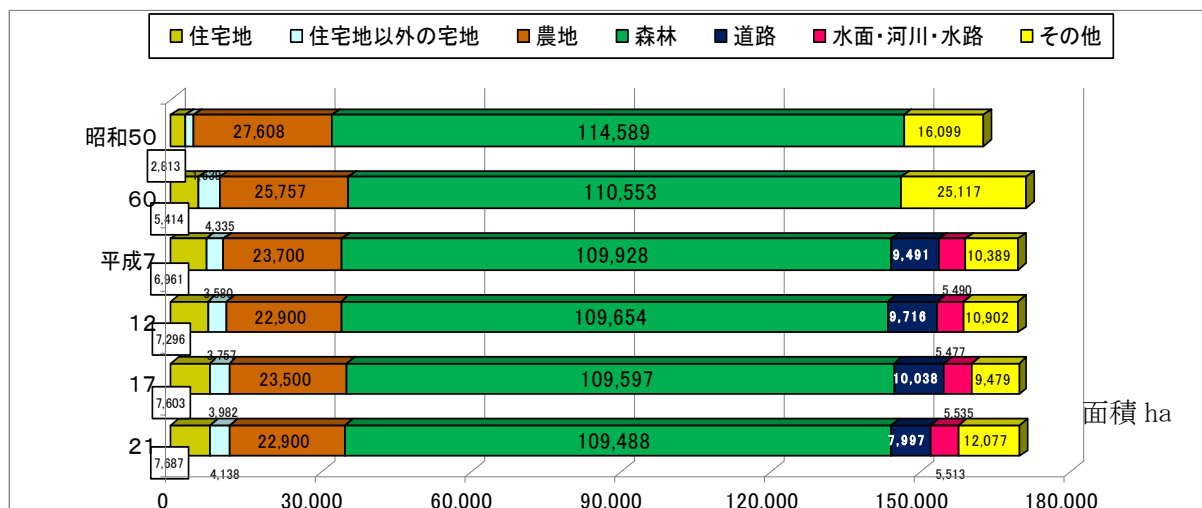
この地域の森林面積は県全体の約5割を占めており、県内では森林面積の割合が大きく、住宅地などの占める割合は小さくなっています。(図2-1)

この地域は、豊川用水の通水に伴い、施設園芸を主体とする農業が営まれ、全国で屈指の畑作地帯となっています。

沿岸域では工場の立地が進み、工業出荷額の割合では、輸送機械工業が大きく伸びています。

また、三河湾を擁することから、のり養殖、採貝藻漁業、小型底びき網漁業の他、うなぎ養殖やあゆ養殖などが営まれています。

なお、人口は、新城・北設楽地区を除いて全体では増加傾向が続いています。



注) 昭和60年以前、その他に分類されていた面積のうち一部は道路、水面・河川・水路に移行

出典) 愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

図2-1 東三河地域の土地利用状況の推移

### 2 水循環の4つの機能からみた環境特性

東三河地域の環境特性を、水循環の4つの機能(「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」、「水辺の保全」)から導かれる、「きれいな水」、「豊かな水」、「水が育む多様な生態系<sup>いのち</sup>」及び「ふれあう水辺」という4つの観点で整理しました。

#### (1) 「きれいな水」

平成22年度の河川・海域における環境基準適合状況は図2-2のとおりであり、東三河地域では渥美湾で環境基準に適合していない地点がみられます。



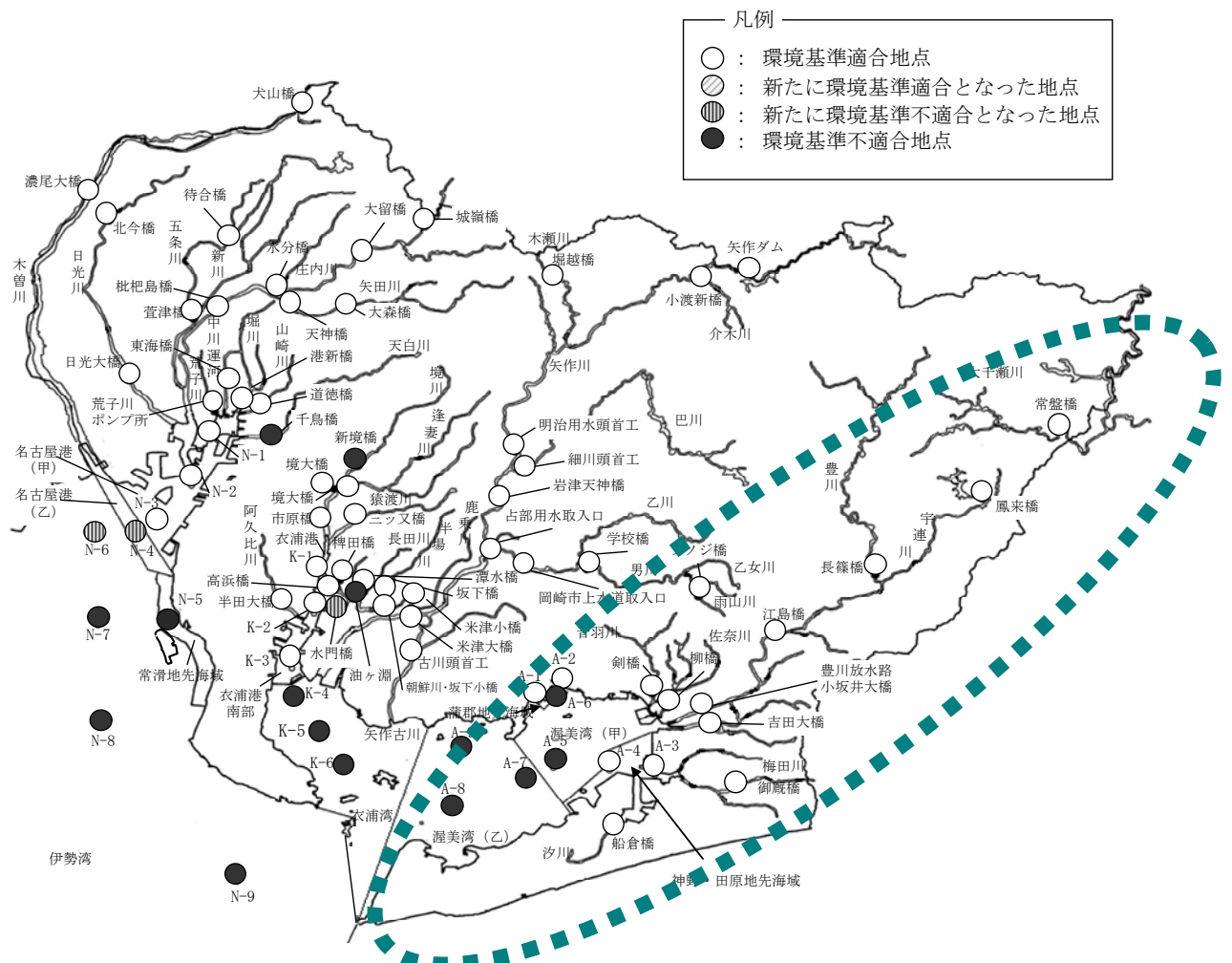


図2-2 平成22年度環境基準適合状況 (BOD、COD)

### ①河川の水質

東三河地方を代表する河川は豊川です。豊川始めこの地域の河川水質を有機物の代表的な指標であるBODの年間平均値で見ると、長期的には改善傾向となっています。(図2-3)

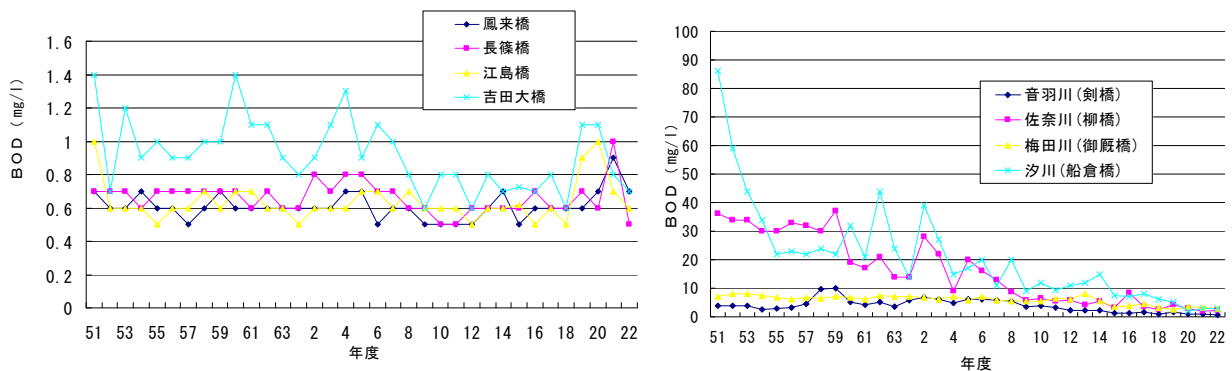


図2-3 豊川等水域の河川水質 (BOD)

## ②海域の水質

三河湾は、閉鎖性水域となっているため、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、湾内での窒素・りんに起因する二次汚濁や、水質浄化機能をもつ干潟の減少などが相まって、流入する汚濁負荷量が削減されているにもかかわらず、有機物汚濁の代表的な指標であるCODの年間平均値からみると、さらに改善が必要となっています。(図2-4、図2-5)

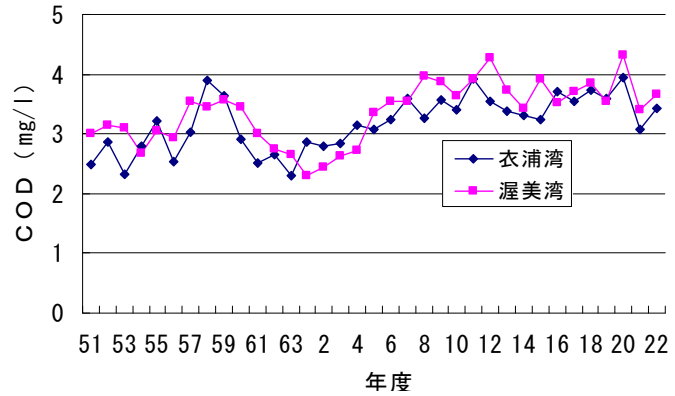


図2-4 三河湾の海域水質

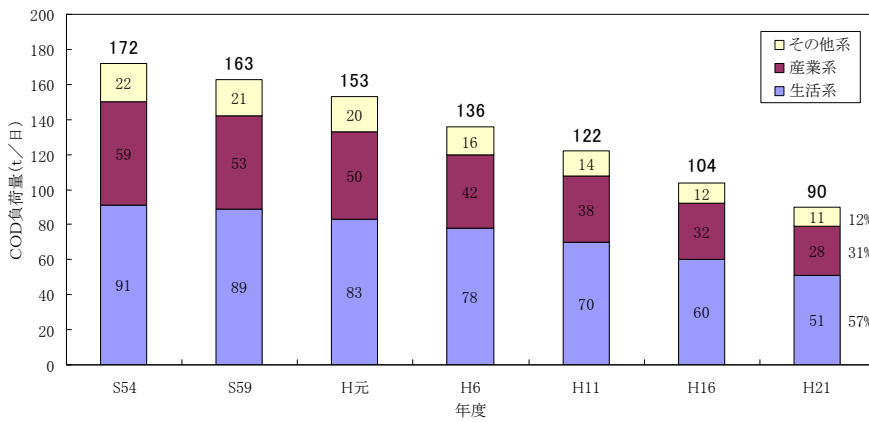


図2-5 伊勢湾（三河湾を含む）への流入汚濁負荷の推移

## ③赤潮・苦潮、貧酸素水塊の発生状況

渥美湾では、赤潮や苦潮が継続して発生しています。また、アサリなどの底生生物の生息に大きな影響を与える貧酸素水塊が初夏から秋にかけて広範囲に発生しています。また、アオサの大量発生による悪臭等も問題となっています。(図2-6、図2-7)

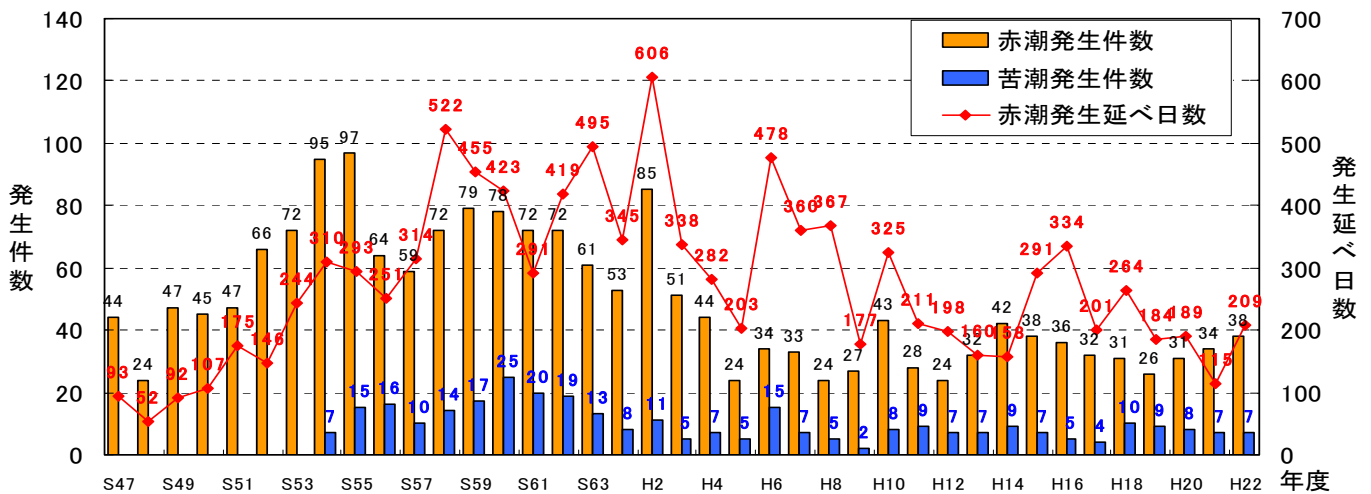
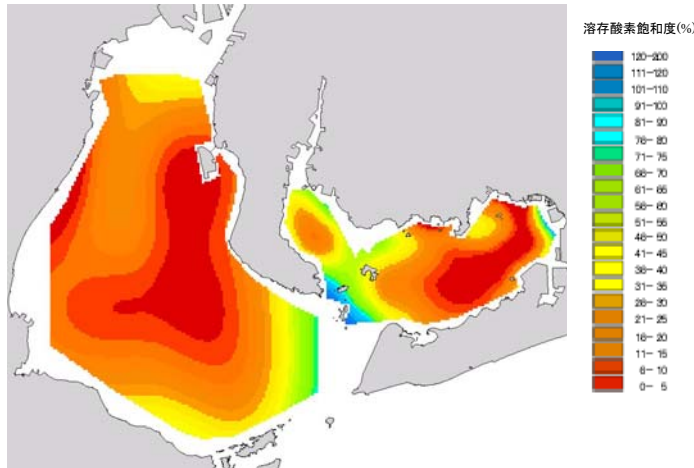


図2-6 伊勢湾(三河湾含む)の赤潮・苦潮発生状況

出典) 愛知県農林水産部資料

(赤潮の判定基準や観測方法は平成5年頃に変更している)



出典) 愛知県水産試験場ホームページ  
伊勢湾 H23. 8. 11、三河湾 H23. 8. 10  
図 2-7 貧酸素水塊の発生状況

## (2) 「豊かな水」

### ①水利用の状況

豊川用水は、東三河地域の平野部から渥美半島全域に及ぶこの地域の水道用水、農業用水、工業用水を供給しており、この地域の生活や産業を支えています。さらに、隣県の浜名湖西部地域に対し工業用水や農業用水を供給しています。年降水量は長期的に見ると減少傾向(図 2-8)で、節水などを余儀なくされるおそれがある地域でもあります。渇水時には河川の流量が減少し、河川環境への影響が見られることがあります。

なお、豊川(石田)の河川流量の推移は図 2-9のとおりで、移動平均\*の値ではほぼ横ばいとなっています。

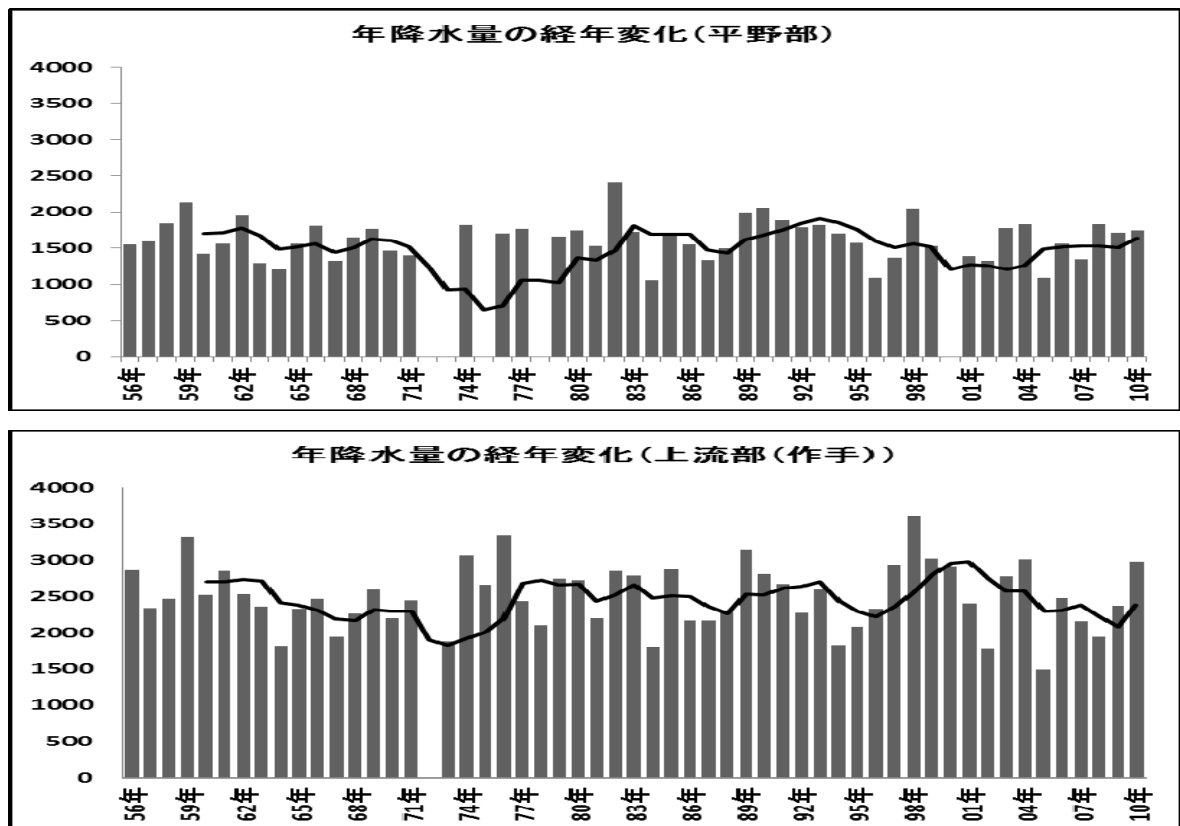


図 2-8 年降水量の経年変化(左図が平野部、右図が作手雨量観測点)

(棒グラフ: トレンド、折れ線グラフ: 5年移動平均値)

\*移動平均: 時系列データを平準化する統計手法で、各データに対しその付近の連続するデータの平均値を割り振る。

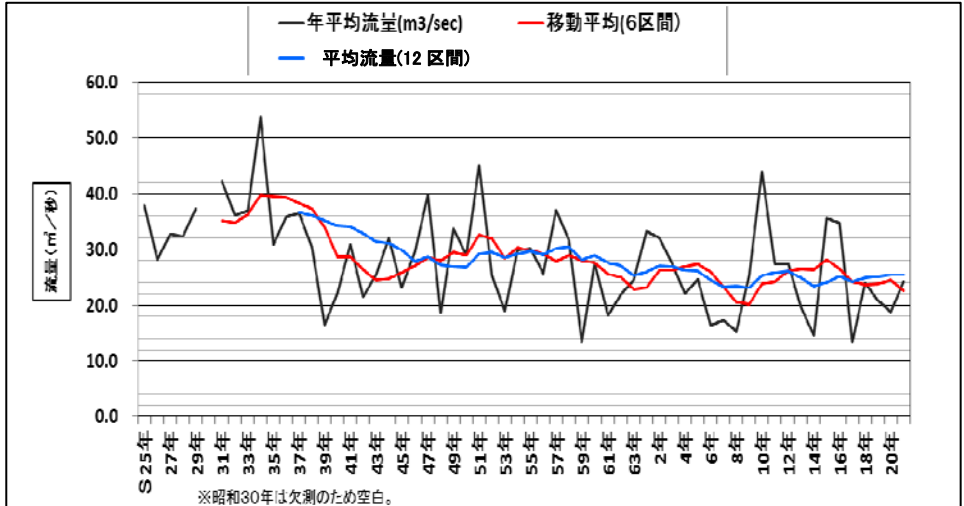


図2-9 豊川（石田）の河川流量の推移

②森林の状況

この地域では、森林面積が全面積の約6割を占めています。

森林は水源涵養や水質浄化、保水機能など水循環の多面的な機能を有していますが、森林、特に人工林がこれらの機能を発揮するためには、間伐などの適正管理が必要です。東三河地域の森林の面積の内、人工林は8割弱を占めていますが、木材の価格の低下などにより林業経営環境が悪化し、手入れ不足の森林がみられています。（図2-10）

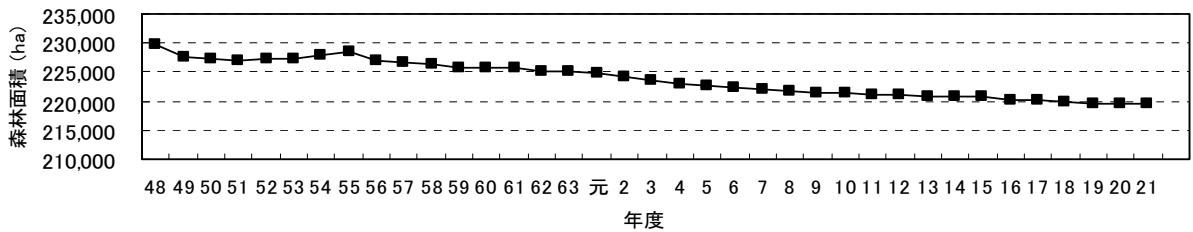


図2-10 愛知県森林面積の推移

③農地の状況

この地域は、農業の盛んな地域です。農地面積は、近年は横ばいの状況となっていますが、昭和50年に比べると平成21年には15%ほど減少しています。特に、地下水かん養機能が大きい水田面積の減少率が高く、雨水の地下浸透機能の低下が懸念されます。（図2-11）

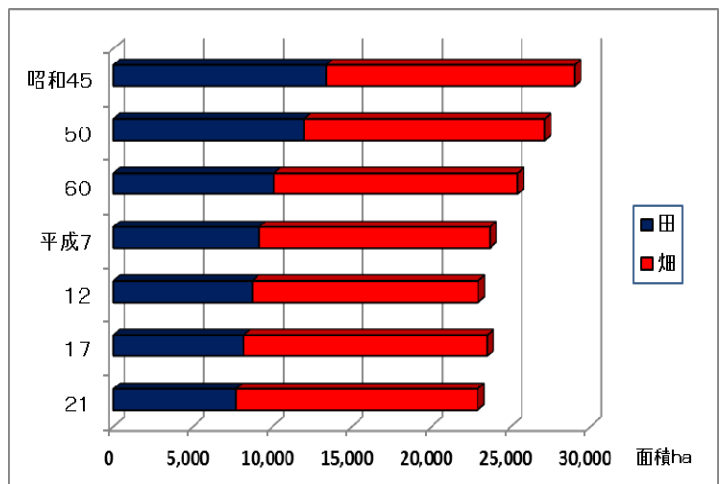


図2-11 東三河地域の農地面積の推移

#### ④地下水の状況

この地域の地下水揚水量は昭和50年度に日量386 千 $m^3$ でしたが漸減傾向にあり、平成22年度には26万3千 $m^3$ /日と昭和50年度の68%となっています。用途別では水産用が約5割、工業用、上水道用が各々約2割となっています。(表2-1、図2-12)

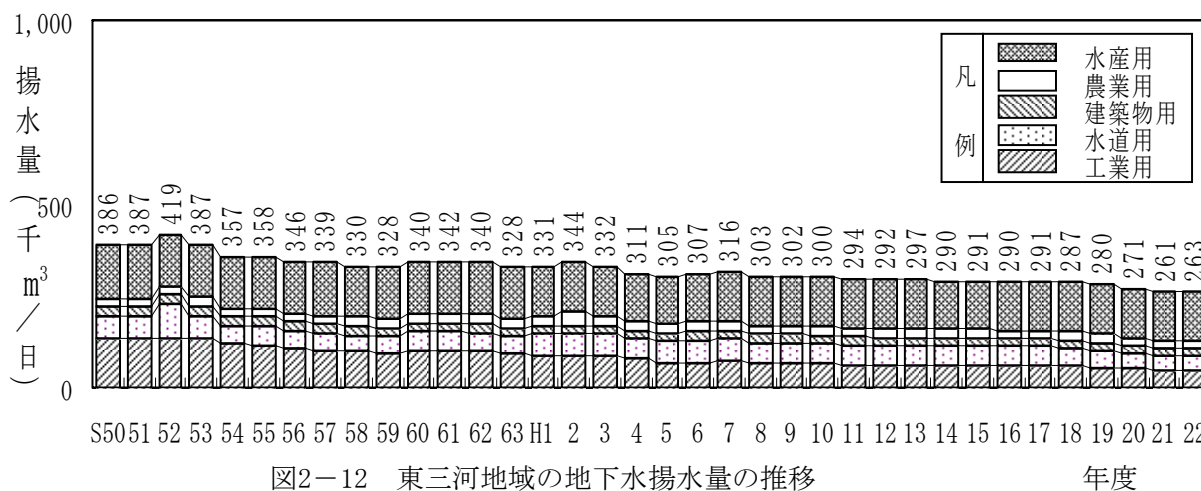
また、平成22年の地下水位の状況を見ると東三河地域の観測井水位は、10観測井のすべてにおいて前年より上昇しています。しかし、平成6年の渇水時には、特に尾張地域において地下水位の急激な低下により地盤沈下が進行したことから、引き続き地下水位と地盤沈下の継続的な監視が必要となっています。

表2-1 平成22年地下水位の状況

	井戸数	水位上昇数	無変動	水位下降数	変動量(m)
東三河地域	10(10)	10(10)	0(0)	0(0)	0.62( 0.74)

注1. 変動量は、年平均水位の前年比で、単位はmである。

注2. ( )内は、平成21年数値である。



#### (3) 「水が育む多様な生態系」

平成15年度の河川水辺の国勢調査（国土交通省実施）によると、豊川では48種類の魚介類が確認されています。しかし、流域の中小河川などでは、水質汚濁やコンクリート護岸などのため、動植物の生息・生育環境の劣化やため池の減少などによる生息・生育環境の消失もみられます。

また、近年ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどの外来種による在来の水辺生態系への影響も課題となっています。水生生物を指標とした水質調査結果によると、豊川上流では「きれいな水」、下流部では「少しきたない水」となっています。(図2-13)

水系名	H16年の調査地点	H17年の調査地点	H18年の調査地点	H19年の調査地点	H20年の調査地点	H21年の調査地点	H22年の調査地点	H23年の調査地点	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011
豊川	清流公園	清流公園	清流公園	清流公園	清流公園	清流公園	清流公園	清流公園								
	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前	清流小学校前								
	市 里	市 里	市 里	市 里	市 里	市 里	市 里	市 里								
	日 吉	日 吉	日 吉	日 吉	日 吉	日 吉	日 吉	日 吉								
	江島橋	江島橋	江島橋	江島橋	江島橋	江島橋	江島橋	江島橋								
	当古橋	当古橋	当古橋	当古橋	当古橋	当古橋	当古橋	当古橋								
	下条橋	下条橋	下条橋	下条橋	下条橋	下条橋	下条橋	下条橋								
	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋	吉田大橋								
	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地	豊川取水部分流地								

出典) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

図2-13 豊川における水生生物による水質調査結果 (H14~H23)

海域では、アサリなどの二枚貝をはじめ多くの生き物が生息する干潟が埋立などにより減少し、海の生態系も劣化の傾向にあります。この地域には、現在、汐川河口に汐川干潟が、豊川河口には六条潟が、さらに渥美半島先端部には伊川津干潟が残存しています。

伊勢湾・三河湾の干潟面積は、図2-14に示すとおり、1945年(昭和20年)頃には約5,600ha存在していたが、1970年頃までの約25年間で急速に減少し、近年では、半年程度にまで減少している。

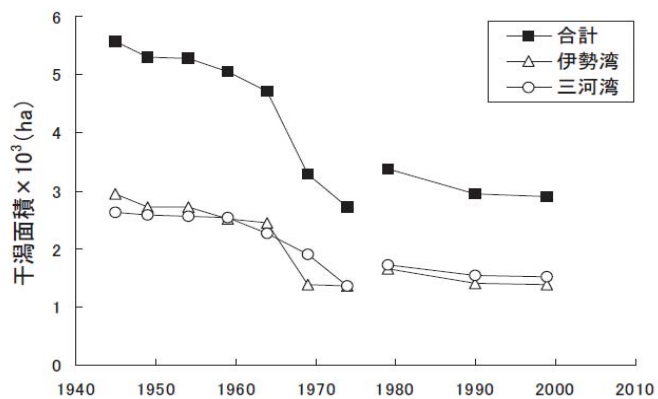


図2-14 伊勢湾・三河湾の干潟面積の推移

出典：武田和也：三河湾の漁場環境の推移—干潟・浅場及び藻場を中心に—

#### (4) 「ふれあう水辺」

##### ①水辺の利用状況

河川水辺の国勢調査(国土交通省実施)によると、豊川水系での利用状況は図2-15のとおりです。

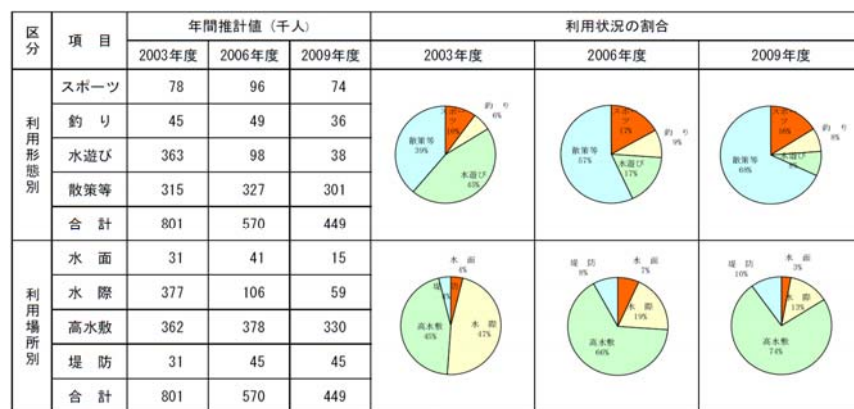


図2-15 豊川水系における水辺の利用状況

##### ②水文化

東三河地域における水にちなんだ伝統産業、水利用・治水、祭りは表2-2、2-3及び2-4のとおりです。

表2-2 東三河地域における水にちなんだ伝統産業

場所	施設	名称	概要
新城市 (鳳来地区)	水車	ぼっとり	明治時代、この地域では「ぼっとり」や水車で米や麦をついていた。ぼっとりは八升の米の精白に二昼夜を要する精米機である。ぼっとりは、時間はかかったが、米の味が非常によいといわれた。水量の多いところでは、水車をかけて賃稼ぎをした。
新城市 (鳳来地区)	水車製材		林業が盛んな豊川上流域では、明治末期から昭和30年代後半にかけて水車を動力源とした製材所が多数存在した。その遺構は旧鳳来町(新城市)を中心に今でも数ヶ所で見ることができる。
新城市 (長篠・布里) 寒狭川	水力発電		かつては寒狭川とよばれた豊川の上流には、3つの小規模な水力発電所がある。そのうち、長篠発電所(明治45年完成)と布里発電所(大正8年完成)は、日本の発電所技術史上でも画期的な「ナイヤガラ型(水車と発電機を縦軸でつなぐ方法)」の発電所であり、今なお現役で電力を供給している。

出典) 愛知県環境部「地域環境誌」他

表 2-3 東三河地域における伝統的な水利用・治水

市町村名	項目	内容
豊川市 (旧小坂井町)	段丘崖の湧水利用	豊川市(旧一宮町)から小坂井町にかけての段丘崖に沿って、湧水地点が点々と分布している。これらの多くは野菜洗い、洗濯水、飲料水などの生活用水やかんがい用水として利用され、人々の暮らしに恵みをもたらしてきた。枯渴したものも見られるが、現在も洗い場として共同利用されているものもある。
新城市・豊橋市・豊川市 (豊川中・下流域)	霞堤	洪水被害を最小限に食い止めるため、豊川中・下流域には霞堤という不連続堤が設けられ、人々は川の特性や地形的条件を利用して、豊川との共生をはかってきた。現在では豊川左岸の牛川、下条、賀茂、金沢の4ヶ所に霞堤がみられる。

表 2-4 東三河地域における水にちなんだ祭り

市町村名	行事名	内容
豊橋市 (真田神社)	真田祭	毎年12月第2日曜に、弁天川に大根を(数年前から絵馬)流しゼンソクの平癒を祈願する江戸末期から長く人々に伝えられてきた伝統の行事。
豊川市 (音羽地区)	雨乞い祭り	江戸時代の干ばつのとき、神官が大念仏を納め、祈願したところ大雨が降ったことから始まったとされる祭り。お囃子(はやし)を乗せた山車やみこしに続き、地元の青年が武士や花魁(おいらん)などに扮する「歌舞伎行列」がある。日程は8月第3土・日曜。
蒲郡市	三谷祭り	4台の山車が氏子に引かれながら、300メートルに渡って海を進む「海中渡御(かいちゅうとぎょ)」で知られている。蒲郡市指定無形民俗文化財。
新城市 (一鍬田)	天王祭り	毎年、8月上旬に行われる200年の伝統をもつ天王まつりは、厄払いのため、津島神社の御札を迎えて似た行事をしたのが始まりで、ちょうちんで「天」を描く様は華麗そのもの。
田原市 (白谷地区)	龍神まつり (竜宮まつり)	砂浜に大きな砂の海亀をつくり、大漁と海上の安全を八大龍王神(海の守り神)に祈願する。

出典) 愛知県環境部「地域環境誌」他

### Ⅲ 健全な水循環再生に向けて

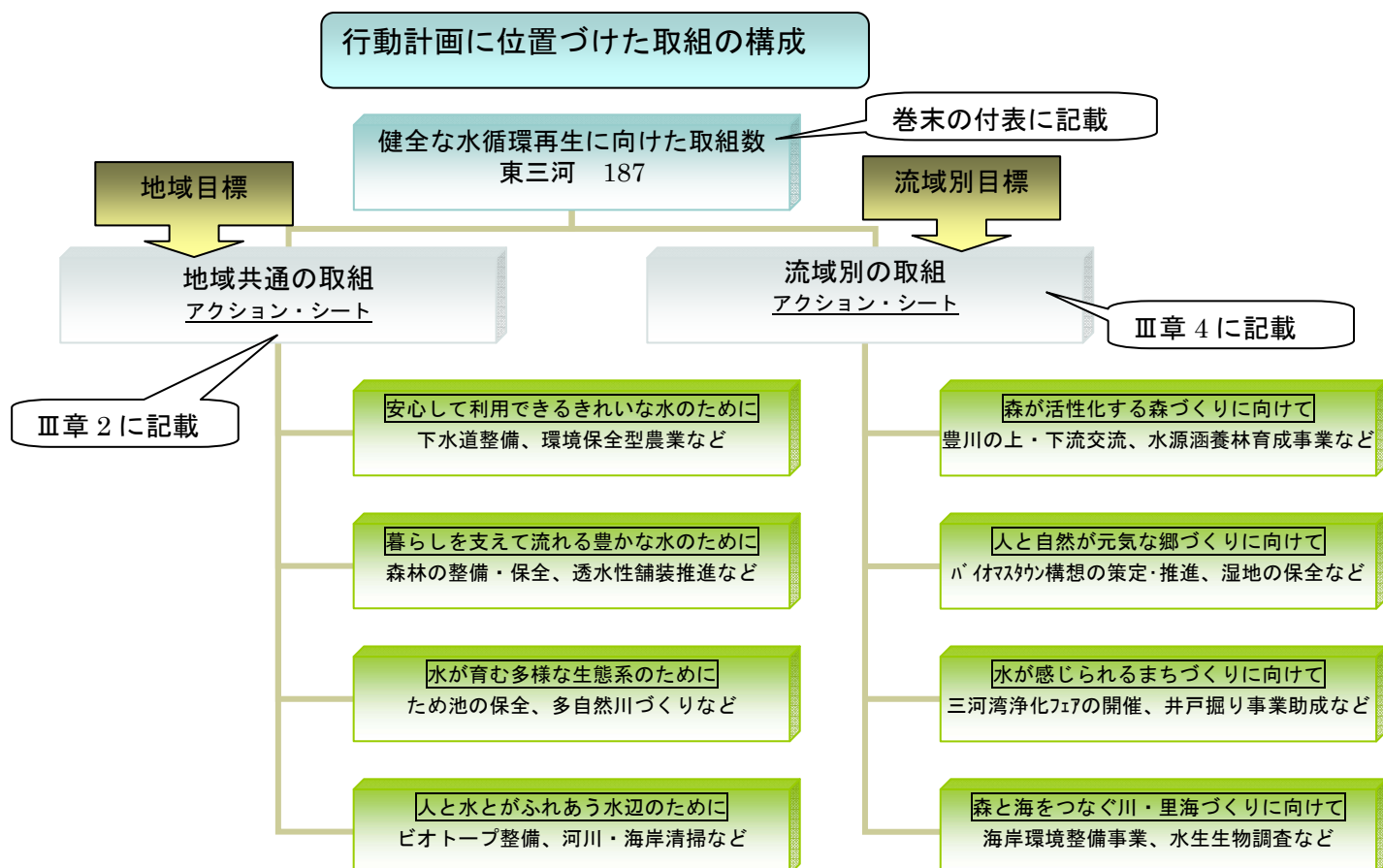
この行動計画では、地域全体に共通する「地域目標」と地域を構成する流域の特性に応じた「流域別目標」を掲げます。

地域目標に対しては、地域共通の取組を水循環再生に向けた4つのめざす姿（「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」）ごとにアクション・シートとして掲げ、地域特性に応じた取組を行い、地域全体で連携して進めます。

また、流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森が活性化する森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ川づくり・里海づくり」）ごとにアクション・シートとして掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

取組の集約は、東三河地域水循環再生地域協議会構成員等に水循環再生に向けた取組についての聞き取り調査により行い、187の取組が挙げられました。

187の取組は、水循環の持つ4つの機能（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）に「取組の活性化」を加えた5つの視点から整理し、総括表として巻末に示しました。これらの取組は、基本構想の目標と目指す姿を実現するため、「水循環の機能で連携」した取組（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）を縦糸、「テーマで連携」した取組（「森」、「郷」、「まち」、「川海」）を横糸として、固く織り成すことにより、効率的・効果的で継続的な取組となることから、その関連性が見える形の取組総括表として整理しました。また、環境学習の推進や情報の共有化など取組活性化に関する取組もあわせて整理しました。





行動計画に位置づけた取組の内訳（取組数）

		機能連携					計
		きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化	
テーマ連携	森づくり	1	14	1	0	2	18
	郷づくり	11	10	6	3	5	35
	まちづくり	7	25	1	1	14	48
	川・里海づくり	31	2	25	12	16	86
計		50	51	33	16	37	187

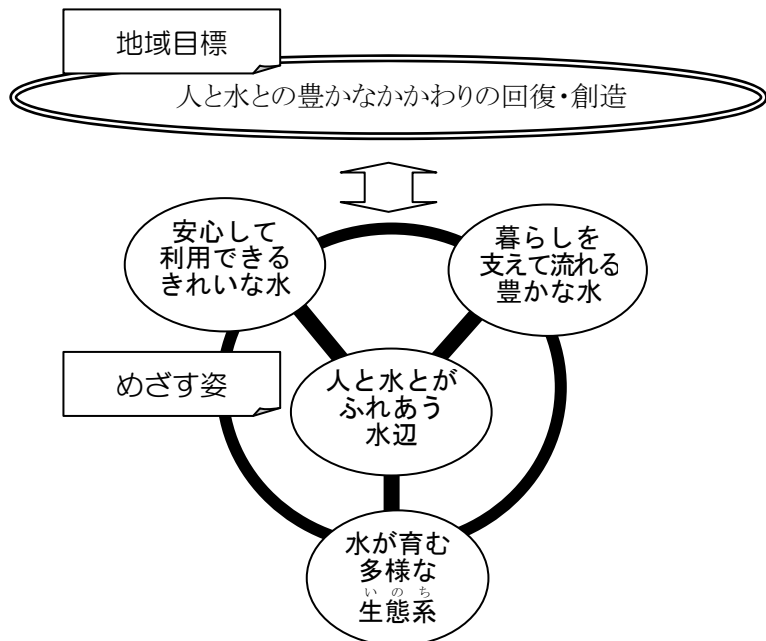
複数の区分に該当する取組は各々計上

### 1 地域目標

この行動計画は「あいち水循環再生基本構想」に基づき東三河地域において具体的な取組を進めることを目的としています。

このため、東三河地域水循環再生行動計画においても地域の共通目標として基本構想と同様に「人と水との豊かなかわりの回復・創造」を掲げます。

また、それに向けためざす姿も基本構想に準じ、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」とします。



### 2 地域共通の取組

(アクション・シート)

東三河地域水循環再生行動計画

は、地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。

主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。

なお、ここで示す主な取組は行動計画（第2次）策定時のものであり、今後必要に応じ追加・見直しをしていきます。

### (1) 「安心して利用できるきれいな水」のために

川や池・海などの水質は、家庭や工場からの排水だけではなく、降雨等に伴う農地や市街地等からの流出水の影響も受けます。

水質浄化で連携し、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

特に、三河湾は水深が浅く、湾口が突き出した半島によって狭くなっていることなどから、外海との水交換がうまくできない状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。

三河湾の浄化を推進するため、県と豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村とが一体となって三河湾浄化推進協議会を組織しており、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

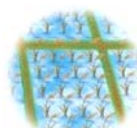
また、平成19年10月には、国土交通省中部地方整備局が三河湾に注ぐ河川等流域内の国、県、市町村、事業者、民間団体、学識者から成る三河湾流域圏会議を設立し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

#### <取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全
- 県産木材利用促進 など



郷づくり

- 農業集落排水事業
- 環境保全型農業の推進
- 畜産排水対策の推進
- エコファーマーの認定推進 など



まちづくり

- 下水道の高度処理導入
- 合流式下水道対策
- 総量規制など産業排水対策 など



川・里海づくり

- 河川での直接浄化
- 干潟・浅場の造成
- 底質改善対策
- 河川・海岸の清掃 など



【アクション・シート（地域共通の取組）】


機能区分：**きれいな水** [豊かな水] [多様な生態系] [ふれあう水辺]

取組	下水道の整備	総括表番号 1-13	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> 川・里海づくり		
実施主体	愛知県、市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 下水道未普及解消のための整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。流域下水道においては、県と関係市町が連携した整備を行う。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 下水道法、都市計画法、全県域污水適正処理構想</p>			
取組	農業集落排水施設の整備	総括表番号 1-2	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり <b>郷づくり</b> <b>まちづくり</b> 川・里海づくり		
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 污水处理施設及び管路施設の整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。農業集落排水施設の維持管理は市町村が実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	合併処理浄化槽の設置	総括表番号 1-20	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> 川・里海づくり		
実施主体	愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 浄化槽法、全県域污水適正処理構想</p>			



取組	コミュニティプラントの整備	総括表番号 1-22	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> <b>川・里海づくり</b>		
実施主体	市町、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 コミュニティプラントの整備及び適正な維持管理を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 コミュニティプラントの整備及び適正な維持管理を推進する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	污水处理全体	総括表番号 1-2, 1-13, 1-20, 1-22	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり <b>郷づくり</b> <b>まちづくり</b> <b>川・里海づくり</b>		
実施主体	愛知県・市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 下水道、集落排水、合併処理浄化槽など地域の実情に応じた污水处理施設の整備により、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 地域の実情に応じた污水处理施設の整備により、生活排水対策を行う。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	高度処理施設の導入	総括表番号 1-21	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> <b>川・里海づくり</b>		
実施主体	市町、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 伊勢湾と三河湾の富栄養化を防止するため、下水道施設の高度処理化を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 下水道処理場施設について、窒素、りん対応の高度処理施設へ整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法、水質総量削減計画、伊勢湾流域別下水道整備総合計画</p>			

取組	干潟・浅場の保全・再生	総括表番号 1-31	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国、愛知県、市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 干潟・浅場の造成</li> <li>・ 実施場所 三河湾内</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 他機関などから浚渫土砂の供給を受け連携して工事を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015</p>			
取組	河川等公共用水域水質監視	総括表番号 1-39	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国、愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。 ため池等の水質調査を実施する。また、河川の流量調査を実施する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 河川及び海域の管理者などと連携しながら水質調査を実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法</p>			
			
取組	水生生物調査	総括表番号 1-44	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の復旧啓発を図ることを目的に、昭和 59 年度から県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 水生生物調査</li> <li>・ 実施場所 全県下の河川</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			

取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 1-46	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 地域住民等と連携。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

(2) 「暮らしを支えて流れる豊かな水」のために

水の確保につながる水源涵養機能や保水機能を確保することにより、川の流れが平準化され、渇水の緩和や一時的な大雨による水害の防止につながります。

一方、流れの少ない都市域の中小河川における水量の低下は、水質の汚濁をもたらします。

さらに、都市域の拡大に伴い、雨水の不浸透域が拡大し、地下水かん養機能などが弱まってきました。このため、下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に利用することや、雨水浸透マスの設置などの雨水貯留・浸透を進めます。

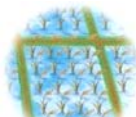
また、きれいになった下水処理水は、貴重な水資源としてトイレなどの中水道や公園等の散水、せせらぎ用水などに利用することが可能ですので、再利用を図ります。

<取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全
- 県産木材利用促進 など



郷づくり

- 農地の保全・整備
- ため池・水路の多機能化推進 など



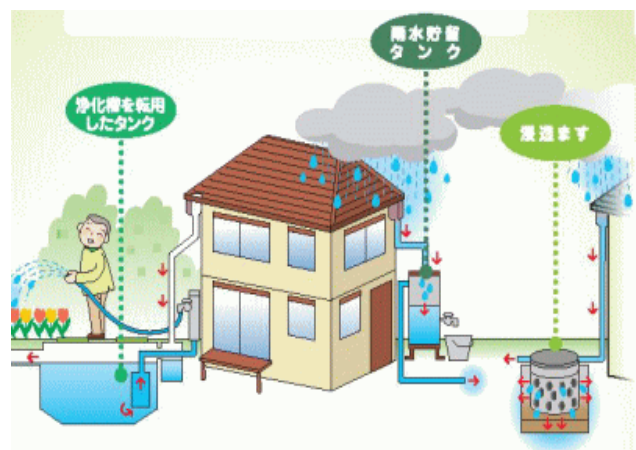
まちづくり

- 雨水の貯留・浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 水資源の効率的利用・節水
- 下水処理水の再利用

浄化槽転用等\*に関する補助制度のある市町村(H24.2 現在)



豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市


\*下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置して浸水対策のみでなく水の有効利用を図る。



【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：[きれいな水] **[豊かな水]** [多様な生態系] [ふれあう水辺]

取組	森林の整備	総括表番号 2-1	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 森林が有する水源の涵養などの多面的機能を十分に発揮させるため、森林の適正な保全に計画的に取り組む必要がある。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 森林において間伐を実施する。</li> <li>実施時期 通年</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 食と緑の基本計画推進会議等</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015</p>			
			
手入れ不足の森林		整備された森林	

取組	雨水貯留・浸透施設の設置 (浄化槽の転用を含む)	総括表番号 2-27, 2-48	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> 川・里海づくり		
実施主体	市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 総合的な治水対策の一つとして、雨水の流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって環境の保全に資することを目的とする。また、雨水流出の抑制を図ることにより、浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設を設置するものに対して、補助金の交付を行っている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 浄化槽転用雨水貯留槽、雨水貯留槽の設置及び整備費用の一部助成。</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 河川管理者及び市町村と連携し、雨水流出抑制対策を実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p>			
			
		雨水貯留浸透施設	

取組	透水性舗装の推進	総括表番号 2-25	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり <b>まちづくり</b> 川・里海づくり		
実施主体	愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 雨水を地中に浸透させ、都市の水循環をより自然なものに近づけ、雨水流出抑制と地表面の温度低下による CO2 削減など環境に配慮したまちづくりを行う。都市の水循環をより自然なものに近づける。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 歩道や道路等の舗装を透水性のあるもので整備する。</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			



### (3) 「水が育む多様な生態系」のために

河川や水路、ため池などの水辺には、多様な野生動植物が生息・生育しており、その地域に特有の多様な生態系を形づくっています。

こうした水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していくことが必要です。

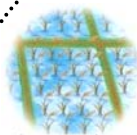
干潟・浅場は、アサリなど多様な生物の生息・生育の場となっていますが、三河湾では沿岸部の開発により干潟・浅場が減少してきました。

このような海域環境を改善するため、国と愛知県が連携し、平成11年度から16年度に中山水道の浚渫砂を利用して620haに及ぶ干潟・浅場の再生や覆砂事業が実施されました。引き続き海域環境の改善が必要ですので、「海域環境創造事業」（シーブルー事業）等により、良好な海域環境の形成に努めます。

また、河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生育・生息環境等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。

山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して、自然環境や生態系の保全に配慮していきます。

<取組事例>



郷づくり

- 農村環境整備
- ため池の保全 など



まちづくり

- ビオトープ整備



川・里海づくり

- 多自然川づくり
- 干潟・浅場の造成
- 港湾環境整備事業
- エコトーン（水域と陸域の推移帯）の整備 など

三河湾におけるシーブルー事業





【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：[きれいな水] [豊かな水] **[多様な生態系]** [ふれあう水辺]

取組	多自然川づくり	総括表番号	3-9, 3-23	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	市町、愛知県、国				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川改修を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 河川法、河川整備計画</p>					
					

取組	干潟・浅場の保全・再生	総括表番号	3-13	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	国、愛知県、市町				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 干潟・浅場の造成 ・ 実施場所 三河湾内</p> <p>3 取組の連携・協働 他機関などから浚渫土砂の供給を受け連携して工事を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015</p>					

取組	水生生物調査	総括表番号	3-27	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	国				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の復旧啓発を図ることを目的に、昭和 59 年度から県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 全県下の河川</p> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					
					

取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 3-25	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 地域住民等と連携。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

#### (4) 「人と水とがふれあう水辺」のために

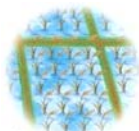
水のある風景や親水性のある水辺などは、人々にやすらぎや潤いを与え、豊かで快適な暮らしの創出につながります。

川辺では、川に親しみを感じるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりとして、それぞれの河川の持つ特徴を踏まえた親水整備を関係機関と連携して行っていきます。

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。このため、「海岸環境整備事業」、「港湾環境整備事業」、「漁港環境整備事業」などにより、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成します。

また、農業水利施設等は、農村地域の景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多面的な機能をもっています。このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「水環境整備事業」等を実施していきます。

##### <取組事例>



郷づくり

- 農業水利施設の整備
- 農村環境整備
- ため池の保全 など



まちづくり

- ビオトープ整備



川・里海づくり

- 多自然川づくり
- 干潟・浅場の造成
- 河川・海岸の清掃 など

【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：[きれいな水] [豊かな水] [多様な生態系] **[ふれあう水辺]**

取組	多自然川づくり	総括表番号 4-10	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	市町、愛知県、国		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川改修を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 河川法、河川整備計画</p>			
			
取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 4-15	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
			
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施</p> <p>3 取組の連携・協働 地域住民等と連携。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

### 3 流域別目標

東三河地域を、環境基準の類型指定がなされている河川を中心に、河川流域のまとまりを考慮して「豊川・天竜川等流域」、「三河湾沿岸域（豊川・蒲郡等）」、「三河湾・外海沿岸域（渥美半島等）」の3流域に分け、それぞれの流域の特徴、課題を整理して、流域の望ましい（そうあってほしい）姿のイメージを流域別目標とします。

さらに、流域別目標に向けての具体的姿を「水質」や「水辺・水際の様子」などで示します。



#### 4 流域別の取組（アクション・シート）

東三河地域の流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森を活性化させる森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ川づくり・里海づくり」）別にアクション・シートを掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

各流域の情報は、下記及び東三河地域水循環再生地域協議会構成員から提供された資料、意見により記述しました。

##### 1 流域の概要(水源、河川延長、流域面積)

- ・豊川水系河川整備計画
- ・音羽川水系河川整備計画 等

##### 2 BOD年間平均値

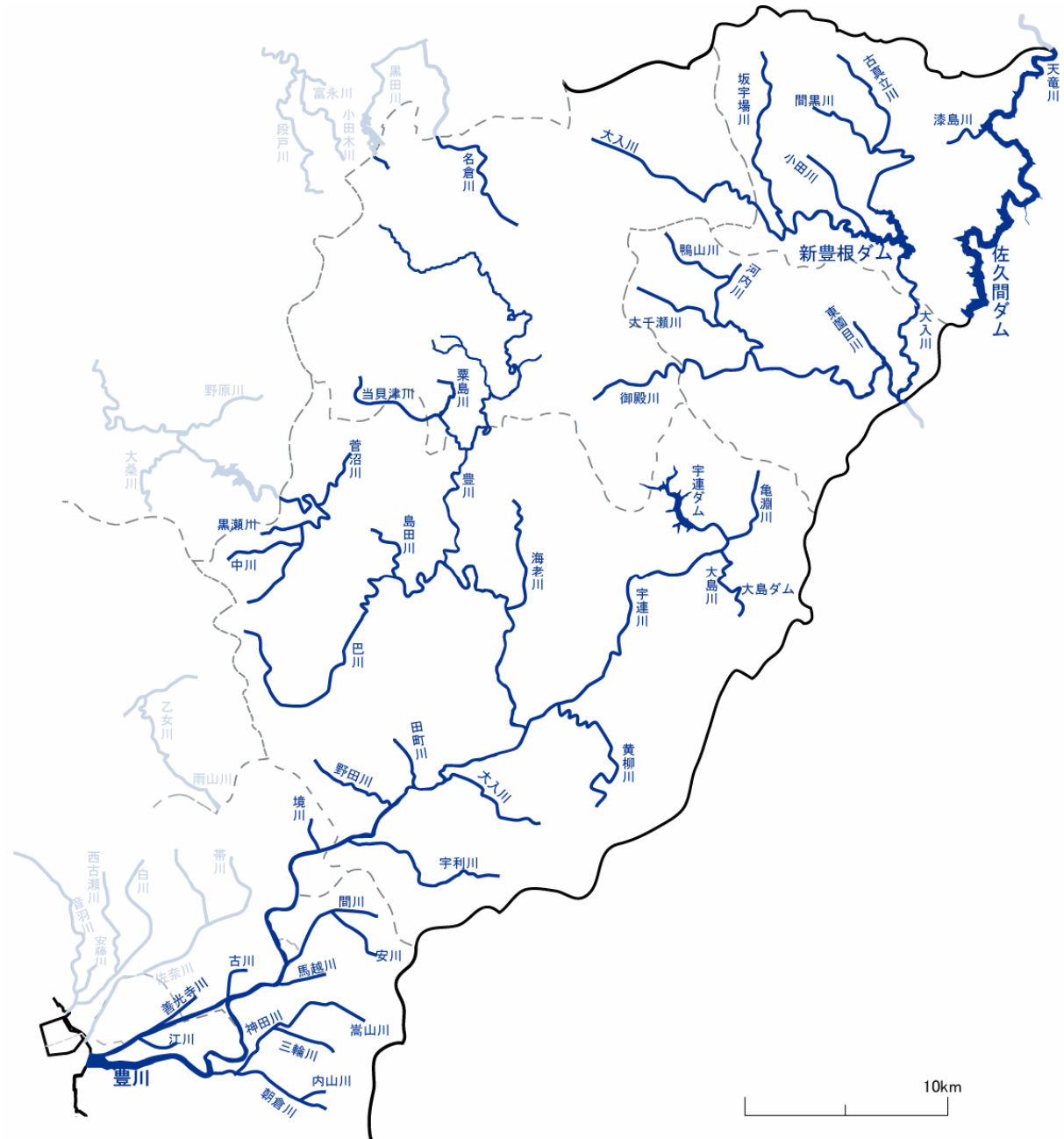
- ・平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果(愛知県環境部)

##### 3 流域情報、生物の生息情報、地域の施設・団体等、流域での取組、特徴と課題、めざす姿と目標 など

- ・河川整備計画、河川整備計画流域委員会資料
- ・国土交通省豊橋河川事務所、愛知県、豊橋市始め東三河地域水循環再生地域協議会構成員のホームページ
- ・東三河地域水循環再生地域協議会構成員市町村発行の環境白書 等



(1) 豊川・天竜川等流域



【豊川・天竜川等流域】

流域の概要

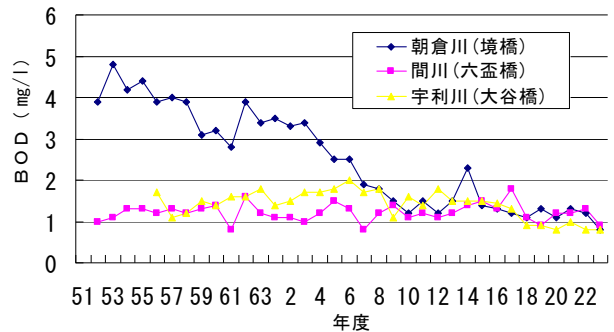
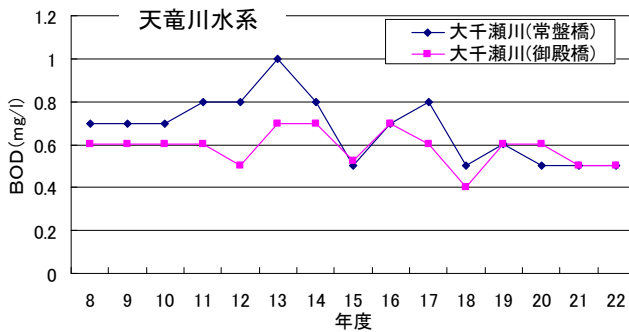
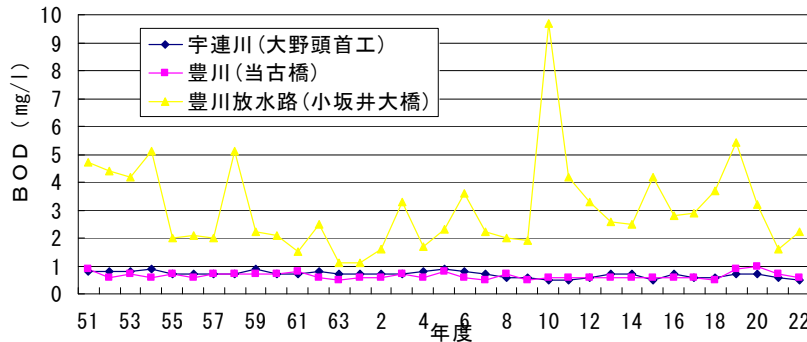
豊川

水源(起点) 北設楽郡設楽町  
 河川延長 77 km  
 流域面積 724 km<sup>2</sup>

水質環境基準

	水域	類型	pH	BOD	SS	DO
①	宇連川合流点より上流・宇連川	AA	6.5-8.5	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上
②	①から豊橋市下条上水取水地点	A	6.5-8.5	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上
③	②から下流	B	6.5-8.5	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上
④	豊川放水路	C	6.5-8.5	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上
⑤	大千瀬川(天竜川水系)	AA	6.5-8.5	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上

BOD 年間平均値の推移



流域情報

- 豊川は段戸山にその源を發し、山間溪谷を流れ、宇連川を合わせ、豊川市行明で豊川放水路を分派し、豊橋市内を流れ三河湾に注ぐ一級河川である。
- 流域は、豊橋市はじめ3市2町からなり、東三河地域における産業、経済の基盤をなすとともに、河川水質が良好で、河川利用、河川環境の面から重要な存在となっている。
- 流域の8割を山地が占め、上流は複雑な地質や地形による自然崖など良好な景観を形成しており、中流部は連続する瀬や淵と広い高水敷で水と緑の織り成す豊かな自然環境を形成している。また、下流は緩やかな流れで、ヨシ群落が点在している。

生物の生息状況

上流域

魚類 アマゴ、アカザ、オイカワ、カワムツ、ネコギギ 等  
 植物 スギ・ヒノキ人工林、アラカシ・ウラジロガシ群落 等

中・下流域

魚類 アユ、ウグイ、オイカワ、カマツカ、マハゼ、スズキ 等  
 植物 ツルヨシ、ヤナギ、エノキ、ムクノキ、マダケ 等

## 【豊川・天竜川等流域】

### 地域の施設・団体等

#### 「NPO穂の国森づくりの会」 平成9年設立

東三河の森林の保全、育成、再生等を通じて循環型地域社会の実現を図ることを目的として流域市民、企業、行政が連携して森林保全など森林に関するさまざまな取組を実施

#### 「ぎょぎょランド」 平成5年設立

豊川市制50周年を記念して建設された総合公園内の淡水魚水族館で、「豊川」に生息する魚や生物を中心に、自然に近い状態でわかりやすく展示している。

### 流域での取組

#### 「財団法人豊川水源基金」 昭和52年設立

国、県と豊川の恵みを受ける東三河9市町村を構成員とし、水源涵養を目的とした水源林対策事業や、上下流の交流を促進する水源地体験事業等を実施

#### 「蒲郡市水道水源基金」 平成13年条例施行

豊川に水道水源を依存していることから、豊川水源地域の保全と交流事業のため水道料金に上乗せして賦課し、森林の取得、分収育林事業、水源地交流事業を実施

### 特徴と課題

- 流域は自然に恵まれ、水質は全国的にも極めて良好な水質を維持している。なお、豊川放水路では赤潮の発生による水質の悪化が見られる。
- 豊川は、この地域で盛んな農業を支える農業用水のほか、水道用水や工業用水として利用され、少雨傾向の年においては取水制限が行われることがある。また、宇連川下流域においては平年的に水涸れ状態となり、河川環境への影響が見られることがある。
- 水源域である森林は、手入れの必要な人工林が多いため、間伐材等の森林整備を適切に実施する必要がある。
- 全国的にも早い時期に上下流域が連携し水源基金を設立し、水源林地域対策等の取組を進めている。

### 流域別目標

☆森づくりによる美しい自然と健康で豊かな生活環境との調和

○上流部：自然や良好な景観・清流の保全

○中下流：動植物の生息・生育環境の保全と環境学習、人とのふれあいや安らぎの空間としての利用

【アクション・シート（流域別の取組：豊川・天竜川等流域）】

テーマ区分：**森づくり** [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	水源地域の森林整備	総括表番号 2-10	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>豊川水系における洪水や水不足に対し行政が行っている諸制度を補完し充実することを目的に、豊川上流域の森林保全、洪水調節や水源開発に伴う影響緩和措置を上下流域が一体となって協力して進めていく。また、下流域の田原市民と上流域の設楽町民との相互理解を深めるため、訪問等による交流事業を行う</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 水源林域の市町村に対し、森林整備に要する費用を助成する水源林対策事業を、県及び流域市町村の負担金で実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>愛知県、上流域市町村、下流域市</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	豊川流域の森林整備 (環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援)	総括表番号 5-36	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 <b>取組活性化</b>		
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所 豊川流域</li> <li>実施内容 間伐、下草刈りなどの森林整備（週2回、会員内での活動） 各種森林整備体験の開催（月1回、東三河地域の一般住民が対象）</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>蒲郡市漁協青年部連絡協議会、JA豊橋、JA豊橋青年部、愛知県森林管理事務所</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			
取組	里山づくり事業	総括表番号 2-12	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	朝倉川育水フォーラム		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p>(1) フィールドワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 里山のメンテナンス、(下草刈り、ザリガニ駆除等)</li> <li>実施場所 多米の里山周辺</li> </ul> <p>(2) 里山づくりワーキング会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所 豊橋商工会議所</li> <li>実施時期 毎月1回</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>自治連合会、豊橋市、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			

取組	分収育林事業	総括表番号 2-14	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	蒲郡市、設楽町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 100%豊川用水に依存する本市が、より安定した水の供給ができるようにするため、水源林の保全・かん養に「分収育林」という形でお手伝いする。加えて、上・下流域の交流を通じて相互の理解を深め、水の大切さを市民に理解してもらう。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 設楽町田峰財産区が所有する山林 16.73ha において、各 1/2 の負担割合で分収育林する。 設楽町と蒲郡市で、森林法第 10 条の 13 第 2 項の規定による「森林整備協定」を締結している。</li> <li>実施場所 設楽町田峰財産区が所有する山林</li> <li>実施期間 平成 9 年度～平成 39 年度（30 年間）</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 上下流域の連携 分収育林：分収育林制度とは、20～30 年生の育成途上の樹木について、土地所有者、育林者、育林費負担者の 3 者、または 2 者が契約を結び、数十年後の伐採時に得られる収入を契約時に定めた割合で分配する制度（根拠法：分収林特別措置法。国有林については、国有林野法）。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	間伐材の利用促進	総括表番号 2-8	登録年度 平成 19 年度 (平成 24 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	蒲郡市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 間伐材の利用を通じて市民に水の大切さ、水源林保全の大切さを訴えるとともに、上下流域の交流を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 設楽（かがやきの森）の間伐材を利用した子供用ベンチ、子供用テーブルの作成 市内保育園に設置予定 田峰財産区管理委員会が作成</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 上下流域の連携により実施する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	間伐材の利用促進	総括表番号 2-9	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	豊根村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 間伐の促進し、森林の水源のかん養機能を高める効果が期待されるため、村内における間伐及び間伐材の搬出を促進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 豊根村木サイクルセンターが間伐材（原木）買取時に 1 本あたり 50 円の上乗せを行う。</li> <li>実施時期 通年</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

取組	小学校訪問授業・野外体験授業 (環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援)			総括表番号 5-36	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 森林のはたらき(水源涵養等)や森林整備の重要性等についての出前授業 間伐等の森林整備体験授業の実施</li> <li>実施対象 東三河地域の小学校年間40校程度</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 トヨハン・ランパーメン・クラブ、新城木材青壮年会、豊橋市産業部農政課、林野庁愛知森林管理事務所、愛知県新城設楽農林水産事務所林業振興課、愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課、愛知県東三河農林水産事務所林務課、愛知県県有林事務所鳳来業務課</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					
					
取組	豊川流域における上下流交流 (水源地域交流事業)			総括表番号 2-13	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	蒲郡市、新城市、設楽町				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 下流域である蒲郡市民と上流域の設楽町・旧鳳来町民が相互に訪問して、相互の環境・文化等を理解することを目的とする。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など &lt;水源地域交流事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 水源見学会(宇連ダム・大島ダム等見学) 蒲郡市民が設楽町かがやきの森へ訪問 設楽町民・旧鳳来町民が蒲郡を訪問</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 上下流域の連携により実施する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					

【アクション・シート（流域別の取組：豊川・天竜川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	豊橋市バイオマスタウン構想の策定・推進	総括表番号 1-8	登録年度 平成 19 年度 (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月閣議決定）」 → 国のバイオマス利活用における基本方針</li> <li>・「豊橋市農業基本構想（平成 18 年 3 月策定）」の施策の一つにおいて「環境保全型農業の推進」を位置づけ → バイオマス資源の有効利活用の必要性</li> <li>・「次世代型とよはし農業創造計画（平成 16 年 6 月 21 日地域再生計画として内閣府より認定）」 → IT とバイオマスを活用した持続的で新しい農業経営の展開による農業従事者の確保と地域経済の活性化を図ることを目的とし、バイオマス資源の利活用による化学肥料や農薬の低減をすすめ、河川等への環境負荷低減が期待される。</li> </ul> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 豊橋市バイオマス資源活用支援・協働化システムの構築（H20） システムの運用開始（H21 以降） エコフィールドなどの調査・実証試験（H22）</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊橋市環境と安全に配慮した農業推進協議会、JA 豊橋、各専門農協、産業支援機関、豊橋技術科学大学、国、県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>豊橋市農業基本構想</p>			
取組	湿原の保全	総括表番号 3-7	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 <b>多様な生態系</b>	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>湿原を守るために必要な保護管理をし、貴重な県民の財産として保全していくことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 葦毛湿原、長ノ山湿原の見回り</li> <li>・ 実施時期 2 回/月以上</li> <li>・ 実施場所 葦毛湿原、長ノ山湿原</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊橋市、新城市</p> <p>自然環境保全の知識及び自然保護に熱意を有する者に依頼（2 名/年度）</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>自然公園計画</p>			



【アクション・シート（流域別の取組：豊川・天竜川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	合流式下水道の改善	総括表番号 1-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 大雨時における合流式下水道からの未処理下水の一部が川や海の公共水域に放流され、公衆衛生上や水質保全上問題になってきている。その改善のため国庫補助事業として「合流式下水道緊急改善事業」が平成 14 年度に創設された。本市としては平成 15 年度に行った基礎調査、モニタリング調査の結果のもとに、平成 16 年度に改善計画や事業計画の策定を行い、平成 18 年度から改善事業の実施に着手した。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・実施内容 合流式下水道区域面積 1,629ha ・実施期間 平成 15 年度～平成 35 年度</p> <p>3 取組の連携・協働 国</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 合流式下水道緊急改善事業</p>			
取組	三河湾浄化フェアの開催	総括表番号 5-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質浄化啓発事業の一環として、市民を対象としたイベントを通じ、水環境改善へ向けた意識を啓発する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など イベント名：530 のまち環境フェスタ ・実施内容 簡易水質測定、パネル展示、生活排水浄化資材等の配布 ・実施場所 豊川周辺（豊橋市役所周辺） ・実施時期 毎年 9 月中旬～下旬頃</p> <p>3 取組の連携・協働 530 運動環境協議会</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 豊橋市廃棄物総合計画</p>			






取組	豊川流域における体験学習 (学校における環境教育)	総括表番号 5-1	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	豊川市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 市環境基本計画に基づき環境学習の推進を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p>・ 実施内容</p> <p>(1) 子ども環境学習体験講座 夏休み期間中に小学校高学年を対象に参加者を募集し、市内を流れる豊川について体験を通じて学習する</p> <p>① 「豊川の源流を見に行こう！」 きららの森にある豊川の源流とその周辺の森林を訪れ、自然と触れ合う。</p> <p>② 「川の生き物を探そう！」 水生生物調査を実施する。</p> <p>(2) 出前講座 生活排水が川や海を汚す大きな原因となっていることについて理解を深め、自分たちでできることは何かを考え、実践してもらうため、簡易な実験を交えた講座であり、随時申込のあった小中学校等に出向き実施している。</p> <p>3 取組の連携・協働 子ども環境学習体験講座においては、環境カウンセラーの方を講師として実施したり、関係環境学習施設を利用している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 豊川市環境基本計画</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：豊川・天竜川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

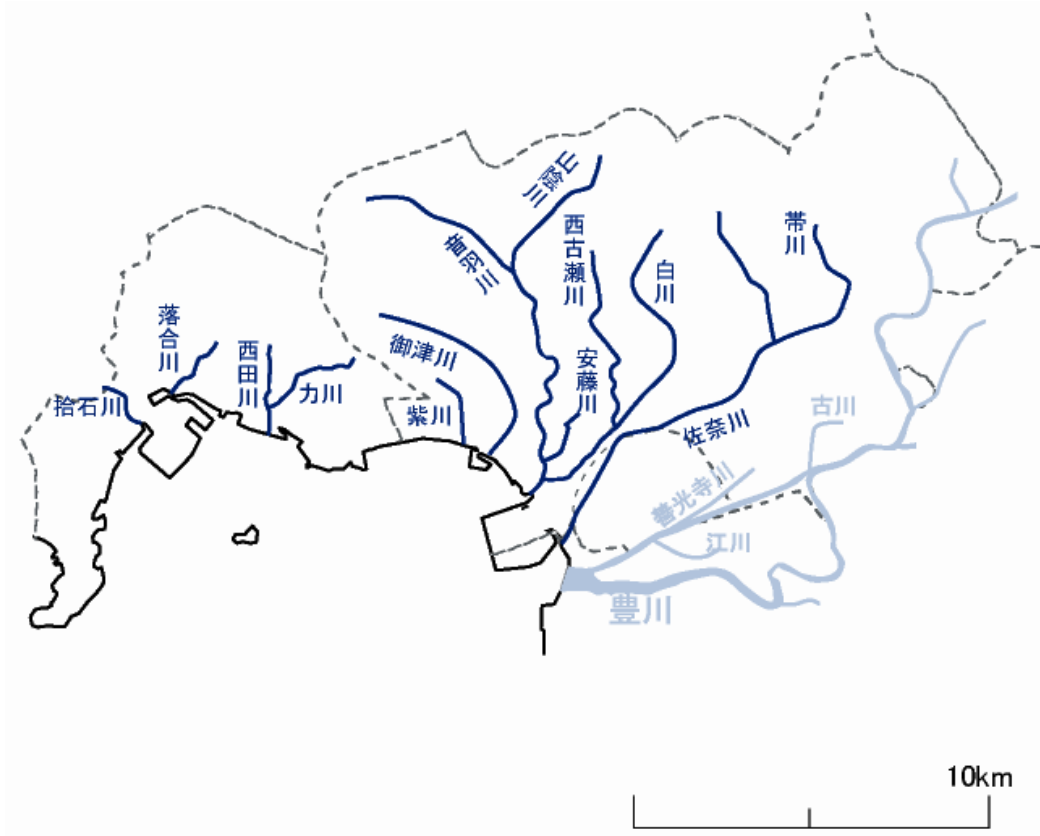
取組	朝倉川の清掃活動 (河川・海岸の清掃・除草(2))	総括表番号 1-46	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系
実施主体	朝倉川育水フォーラム		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 朝倉川 530 大会</li> <li>実施場所 朝倉川全河川</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、一般</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	川と海のクリーン大作戦	総括表番号 1-47	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系
実施主体	豊川市、新城市、国		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 閉鎖性水域である三河湾の浄化を目的とした流域河川の清掃を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 河川及びその周辺のゴミ拾い</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 国土交通省 「川と海のクリーン大作戦」</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	しんしろクリーンフェスタ (河川・海岸の清掃・除草(2))	総括表番号 1-46	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系
実施主体	新城市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 市民・事業所・行政が協働で清掃活動に取り組み、美しいまちづくり、市民の環境保全に対する意識の高揚等を図り、「しんしろクリーンフェスタ」を実施</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 ごみひろい、分別回収</li> <li>実施時期 毎年 6 月上旬、10 月下旬頃</li> <li>実施場所 東郷中学校周辺、桜淵公園周辺、豊川右岸・牟呂松原頭首工周辺、国道 301 号東名高速下周辺、鳳来中部小学校区、鳳来寺小学校区、鳳来西小学校区、海老小学校区、連谷小学校区、協和小学校区、巴小学校区</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 市民・事業所・行政が協働で清掃活動に取り組む</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			



取組	水生生物調査	総括表番号 1-44、3-27	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	県民、市町村、国、愛知県		
1 取組の目的、背景及び必要性	身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 水生生物調査</li> <li>実施場所 流域内の河川</li> </ul>		
3 取組の連携・協働	小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県		
4 関連する計画及び根拠となる法律	—		
			
取組	ホタルの調査・観察	総括表番号 3-31	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	朝倉川育水フォーラム		
1 取組の目的、背景及び必要性	豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ホタル発生状況調査</li> </ul> </li> <li>実施場所 朝倉川、内山川、嵩山川、長彦川、神田川、ビオトープほか</li> <li>(2) 朝倉川ホタル観察 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施場所 東陽地区市民館</li> </ul> </li> </ul>		
3 取組の連携・協働	小中学生、一般		
4 関連する計画及び根拠となる法律	—		
取組	豊川流域における体験学習 (学校における環境教育)	総括表番号 5-1	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	豊川市		
1 取組の目的、背景及び必要性	市環境基本計画に基づき環境学習の推進を図る。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども環境学習体験講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み期間中に小学校高学年を対象に参加者を募集し、市内を流れる豊川について体験を通じて学習する</li> <li>① 「豊川の源流を見に行こう！」 <ul style="list-style-type: none"> <li>きららの森にある豊川の源流とその周辺の森林を訪れ、自然と触れ合う。</li> </ul> </li> <li>② 「川の生き物を探そう！」 <ul style="list-style-type: none"> <li>水生生物調査を実施する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 出前講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水が川や海を汚す大きな原因となっていることについて理解を深め、自分たちでできることは何かを考え、実践してもらうため、簡易な実験を交えた講座であり、随時申込のあった小中学校等に出向き実施している。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
3 取組の連携・協働	子ども環境学習体験講座においては、環境カウンセラーの方を講師として実施したり、関係環境学習施設を利用している。		
4 関連する計画及び根拠となる法律	豊川市環境基本計画		

取組	川に関する出前講座	総括表番号	—	登録年度	平成 24 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化			
実施主体	豊川市				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>川の役割（治水・利水・環境）と身近な川について紹介する出前講座を実施する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 川の役割（治水・利水・環境）と身近な川について紹介する。</li> <li>実施時期 6月から10月</li> <li>・ 実施場所 小学校・中学校</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>—</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>					

(2) 三河湾沿岸域 (豊川・蒲郡等)



### 三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】

#### 流域の概要

##### 音羽川

水源（起点） 豊川市音羽町（五井山）  
 河川延長 11.7 k m  
 流域面積 60.5 k m<sup>2</sup>

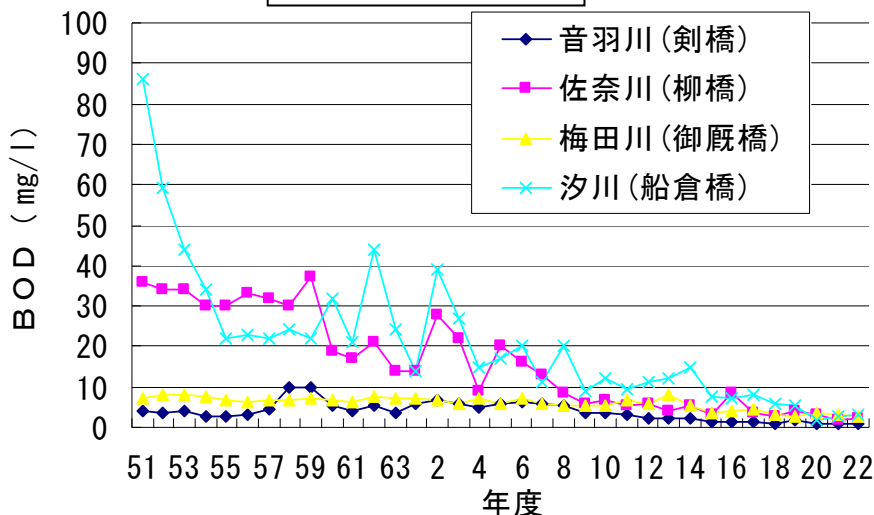
##### 佐奈川

水源（起点） 豊川市千両町  
 河川延長 14.4 k m<sup>2</sup>  
 流域面積 35.1 k m<sup>2</sup>

#### 水質環境基準

水域	類型	pH	BOD	SS	DO
音羽川	C	6.5-8.5	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上
佐奈川	D	6.5-8.5	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上

#### BOD 年間平均値の推移



#### 流域情報

- 上流域は山林、農地が多く自然に恵まれており、農業用水として利用されている。
- 音羽川、佐奈川などの流域の市街地では夏祭りなど人々の憩いの空間となっている。
- 沿岸域では、干潟や浅場の造成や深堀窪地の埋め戻しによる海域環境改善が進められている。

蒲郡形原海岸（三河港務所資料）



佐奈川（東三河建設事務所資料）



#### 生物の生息状況

ほ乳類：ニホンザル、キツネ、ニホンジカ、タヌキ、イノシシ、リス、ノウサギ  
 鳥類：カワセミ、シギ、カモメ、コアジサシ  
 魚類：コイ、カワムツ、オイカワ、スナヤツメ、ドンコ、アカザ、ホトケドジョウ  
 昆虫：ギフチョウ、ヒメハルゼミ

## 三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】

### 流域での取組

佐奈川流域は、平成4年度に生活排水重点地域として指定されたことから、流域1市1町で下水道整備、合併処理浄化槽の普及・促進など生活排水処理施設等の整備、生活排水対策の啓発などを内容とする生活排水対策推進計画を策定し、その推進が図られている。

音羽川の御所橋から玉袋橋の間では、自然石などを利用した河川改修が行われている。

沿岸・流域市町村等で構成の三河湾浄化推進協議会による、海域への汚濁負荷量削減対策、沿岸の清掃など三河湾の環境改善の取組が進められている。

### 特徴と課題

- 佐奈川流域は生活排水対策重点地域に指定され、下水道や浄化槽の整備などが進められた結果、環境基準を達成するまでに改善されてきた。
- 沿岸域では、干潟・浅場の造成、浚渫産地の修復などが実施されてきたが、引き続き赤潮や貧酸素水塊の発生が見られることから、さらに海域環境の改善対策が必要となっている。

#### 流域別目標

- ☆自然と風景と文化が調和したふれあい空間としての水辺
- ☆魚などの生き物が豊かな里海の再生
  - 水がきれいで散歩などが楽しめる景観にすぐれた川
  - 貧酸素水塊の抑制や干潟の造成など生物の生息環境の改善

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】）】

テーマ区分：**森づくり** [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	分収育林事業	総括表番号 2-14	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b>	多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	蒲郡市、設楽町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>100%豊川用水に依存する本市が、より安定した水の供給ができるようにするため、水源林の保全・かん養に「分収育林」という形でお手伝いする。加えて、上・下流域の交流を通じて相互の理解を深め、水の大切さを市民に理解してもらう。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 設楽町田峰財産区が所有する山林 16.73ha において、各 1/2 の負担割合で分収育林する。 設楽町と蒲郡市で、森林法第 10 条の 13 第 2 項の規定による「森林整備協定」を締結している。</li> <li>実施場所 設楽町田峰財産区が所有する山林</li> <li>実施期間 平成 9 年度～平成 39 年度（30 年間）</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>上下流域の連携</p> <p>分収育林：分収育林制度とは、20～30 年生の育成途上の樹木について、土地所有者、育林者、育林費負担者の 3 者、または 2 者が契約を結び、数十年後の伐採時に得られる収入を契約時に定めた割合で分配する制度（根拠法：分収林特別措置法。国有林については、国有林野法）。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	間伐材の利用促進	総括表番号 2-8	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b>	多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	蒲郡市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>間伐材の利用を通じて市民に水の大切さ、水源林保全の大切さを訴えるとともに、上下流域の交流を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 設楽（かがやきの森）の間伐材を利用したテーブル 4 台・イス 16 脚作成 情報ネットワークセンター 4 セット設置予定（みなとアオニス・オープンカフェ兼用） 田峰財産区管理委員会が作成</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>上下流域の連携により実施する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			



取組	小学校訪問授業・野外体験授業 (環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援)	総括表番号 5-36	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 森林のはたらき（水源涵養等）や森林整備の重要性等についての出前授業 間伐等の森林整備体験授業の実施</li> <li>実施対象 東三河地域の小学校年間40校程度</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 トヨハシ・ランバーマン・クラブ、新城木材青壮年会、豊橋市産業部農政課、林野庁愛知森林管理事務所、愛知県新城設楽農林水産事務所林業振興課、愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課、愛知県東三河農林水産事務所林務課、愛知県県有林事務所鳳来業務課</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			
取組	豊川流域における上下流交流 (水源地域交流事業)	総括表番号 2-13	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 <b>豊かな水</b> 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	蒲都市、新城市、設楽町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 下流域である蒲都市民と上流域の設楽町・旧鳳来町民が相互に訪問して、相互の環境・文化等を理解することを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など &lt;水源地域交流事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 水源地見学会（字連ダム・大島ダム等見学） 蒲都市民が設楽町かがやきの森へ訪問 設楽町民・旧鳳来町民が蒲郡を訪問</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 上下流域の連携により実施する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】）】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	郷づくりの取組	総括表番号 1-2等	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	県民、事業者、民間団体、市町村、国、見等		
<p>&lt;取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業集落排水事業</li> <li>○ 環境保全型農業の推進</li> <li>○ 畜産排水対策の推進</li> <li>○ エコファーマーの認定推進</li> <li>○ 農地の保全・整備</li> <li>○ ため池・水路の多機能化推進</li> <li>○ 農村環境整備</li> <li>○ ため池の保全</li> <li>○ 農業水利施設の整備</li> </ul>			
		 	

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	蒲郡市井戸掘り事業助成金	総括表番号 2-43	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	蒲郡市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 自己水源がない当市における井戸水の効率的利用の促進、節水意識の向上を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 渇水時又は非常変災時に近隣者への生活用水その他公益目的のため、井戸水を提供する旨の確約書の提出ができる者</li> <li>(2) 井戸水が市の実施する水質検査に適合するもの</li> <li>(3) 本市に住所を有する者</li> <li>(4) 市税及び水道料金の滞納のないこと</li> <li>(5) 助成金 65,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

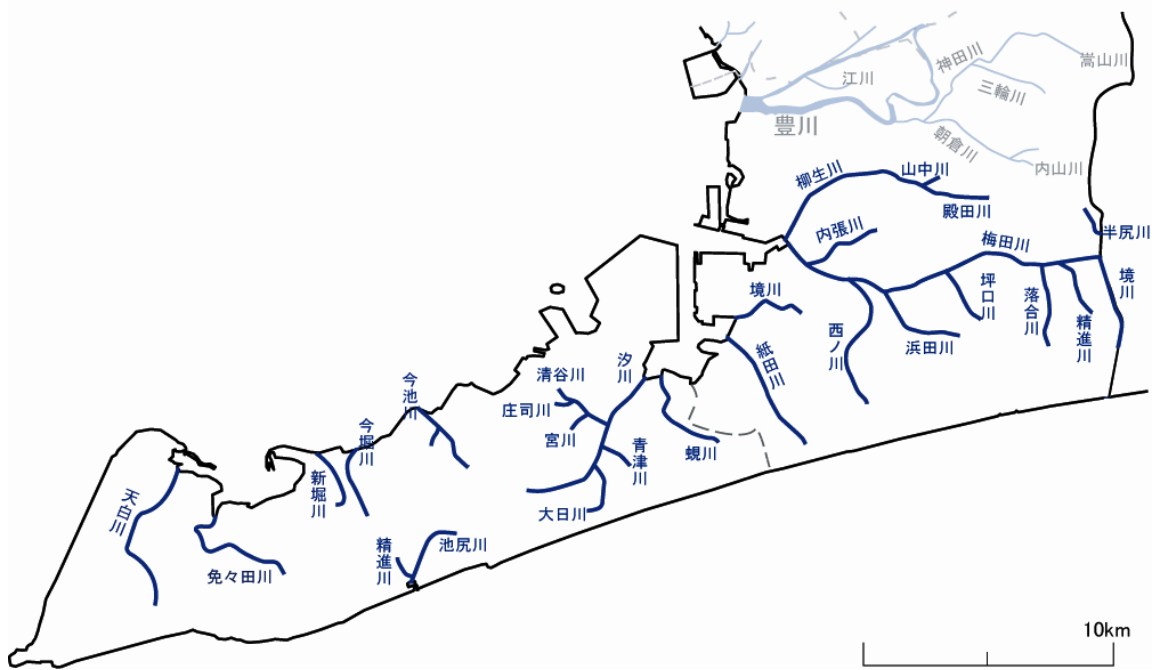
【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域【豊川、蒲郡等】）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

取組	港湾環境整備事業	総括表番号 4-8	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 <b>ふれあう水辺</b>	取組活性化	
実施主体	愛知県		
1 取組の目的、背景及び必要性	緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 港湾関係者、地域住民が利用可能な休息緑地、レクリエーション緑地、シンボル緑地等を整備し、周辺施設との連携、地域の文化と密着した緑地として、周辺地域の港湾環境の改善を図る。</li> <li>実施場所 大塚地区、御津地区</li> <li>実施時期 大塚地区 平成 6 年度～平成 19 年度 御津地区 平成 5 年度～平成 27 年度（予定）</li> </ul>		
3 取組の連携・協働	—		
4 関連する計画及び根拠となる法律	港湾計画		
取組	浚渫窪地の修復	総括表番号 1-37	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	愛知県		
1 取組の目的、背景及び必要性	海域の水質浄化に奇与するため、三河湾内に点在する浚渫窪地等を埋め戻し、貧酸素水塊の発生を抑えるとともに、覆砂を行い、埋戻土からの栄養塩類の発生を防ぐ。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 浚渫窪地の埋戻しと覆砂を行う。</li> <li>実施期間 H17～</li> <li>実施場所 御津地区、大塚地区</li> </ul>		
3 取組の連携・協働	三河湾内で発生する土砂。		
4 関連する計画及び根拠となる法律	—		
取組	水生生物調査	総括表番号 1-44、3-27	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 <b>多様な生態系</b> ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	県民、市町村、国、愛知県		
1 取組の目的、背景及び必要性	身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 水生生物調査</li> <li>実施場所 流域内の河川</li> </ul>		
3 取組の連携・協働	小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県		
4 関連する計画及び根拠となる法律	—		



(3) 三河湾・外海沿岸域（渥美半島等）



三河湾・外海沿岸域【渥美半島等】

流域の概要

梅田川

水源（起点） 豊橋市雲谷町  
河川延長 14.0 km  
流域面積 86.6 km<sup>2</sup>

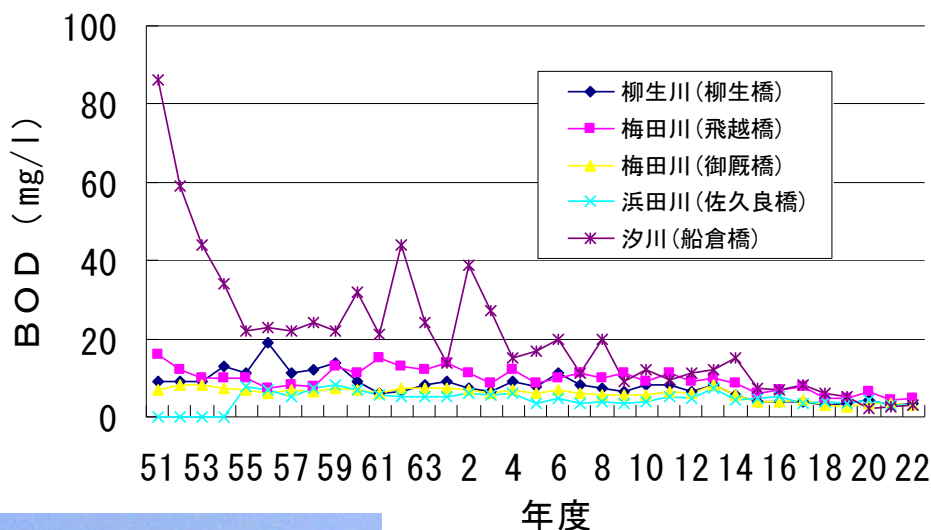
汐川

水源（起点） 田原市高松地内  
河川延長 8.9 km  
流域面積 37.3 km<sup>2</sup>

水質環境基準

水域	類型	pH	BOD	SS	DO
梅田川	C	6.5-8.5	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上
汐川	E	6.5-8.5	10mg/l以下	ごみが浮遊しない	2mg/l以上

BOD 年間平均値の推移



汐川干潟



アカウミガメ

流域情報

- 流域は森林、農地が多くを占めている。
- 農業産出額が県内でも多く、畑作や畜産などの農業が盛んな地域である。
- 臨海部には、輸送機器、金属、化学、住宅などのさまざまな事業所が立地している。
- 梅田川河口には干潮時には川の両岸に干潟が現れシギ・チドリ類などが観察できる。
- 田原市の汐川河口から豊橋市にかけて汐川干潟が広がり、有数の渡り鳥の飛来地となっている。
- 遠州灘沿いの広く静かな砂浜にはアカウミガメが産卵のために上陸する。

生物の生息状況

植物

ヨシ、シバナ、ハマツナ、シオグサ、フクド、ハマボウ、ウラギク

底生動物

オキシジミ、チゴガニ、フトヘナタリ、アシハラガニ

### 流域での取組

平成12年度に豊橋市と田原市とで「汐川干潟保全検討会議」が設置され、干潟の調査や住民意識調査などを行い「汐川干潟保全検討指針」が策定され、干潟観察会など干潟保全の取組がされている。

汐川などの水質保全対策について総合的に推進するため、県の関係機関と田原市とで「汐川等水質保全対策会議」が設置され、生活排水対策、畜産排水対策などが実施されている。

### 特徴と課題

- 流域は農用地が多く、畑作や畜産が盛んで農業産出額をみても全国有数な地域であることから、畜産排水対策など、農業に起因する水質汚濁対策が進められている。
- 産業の発展に併せ流域人口も増加しており、生活排水対策として公共下水道の整備などが進められている。
- 汐川干潟は、渡り鳥の飛来地であるとともに、二枚貝などの多くの干潟の生物が生息し、海域の水質浄化に寄与することから、干潟の保全・再生の取組が重要となっている。

#### 流域別目標

- ☆人と自然が共生する汐川干潟
- ☆自然景観に恵まれた川
  - 貝類や野鳥が沢山みられ、人が安心して関わりあえる干潟
  - 環境に配慮した農業の推進による河川などの汚濁の改善

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾・外海沿岸域（渥美半島等））】

テーマ区分：**森づくり** [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	小学校訪問授業・野外体験授業 (環境保全等を目的とするNPO法人の活動支援)	総括表番号 5-36	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 森林のはたらき（水源涵養等）や森林整備の重要性等についての出前授業 間伐等の森林整備体験授業の実施</li> <li>実施対象 東三河地域の小学校年間40校程度</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 トヨハン・ランパーメン・クラブ、新城木材青壮年会、豊橋市産業部農政課、林野庁愛知森林管理事務所、愛知県新城設楽農林水産事務所林業振興課、愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課、愛知県東三河農林水産事務所林務課、愛知県県有林事務所鳳来業務課</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			



【アクション・シート（流域別の取組：三河湾・外海沿岸域（渥美半島等））】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	豊橋市バイオマスタウン構想の策定・推進	総括表番号 1-8	登録年度 平成 19 年度 (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月閣議決定）」 → 国のバイオマス利活用における基本方針</li> <li>・「豊橋市農業基本構想（平成 18 年 3 月策定）」の施策の一つにおいて「環境保全型農業の推進」を位置づけ → バイオマス資源の有効利活用の必要性</li> <li>・「次世代型とよはし農業創造計画（平成 16 年 6 月 21 日地域再生計画として内閣府より認定）」 → IT とバイオマスを活用した持続的で新しい農業経営の展開による農業従事者の確保と地域経済の活性化を図ることを目的とし、バイオマス資源の利活用による化学肥料や農薬の低減をすすめ、河川等への環境負荷低減が期待される。</li> </ul> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 豊橋市バイオマス資源活用支援・協働化システムの構築（H20） システムの運用開始（H21 以降） エコフィードなどの調査・実証試験（H22）</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊橋市環境と安全に配慮した農業推進協議会、JA 豊橋、各専門農協、産業支援機関、豊橋技術科学大学、国、県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>豊橋市農業基本構想</p>			
取組	田原市バイオマスタウン構想の策定・推進	総括表番号 1-9	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	田原市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>家畜排せつ物の適正処理及び有効利用の推進を通じて、地域の生活環境を保全するとともに、バイオマスエネルギーとしての利用を図り、積極的なCO2抑制に資する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 河川の水質汚染防止、土壌の地力回復、悪臭防止等家畜排泄物について、バイオマスとしての利活用を検討する</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>企業、事業者、行政</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>たはらエコ・ガーデンシティ推進計画、田原市環境保全計画</p>			
取組	汐川水質改善行動計画の実施	総括表番号 1-19	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	田原市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」で課題としてあげられている「汐川、三河湾の水質汚濁」を改善するため、平成 18 年 3 月に策定した行動計画に基づき対策を講ずる。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 汚濁排出実態の調査・研究 特定汚染源対策の実施 非特定汚染源対策の実施 汐川を重点的に施策を実施する河川と定めて対策を実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>市民、事業者、学識者、行政</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>たはらエコ・ガーデンシティ推進計画、田原市環境保全計画</p>			



【アクション・シート（流域別の取組：三河湾・外海沿岸域（渥美半島等））】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	合流式下水道の改善	総括表番号 1-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 大雨時における合流式下水道からの未処理下水の一部が川や海の公共用水域に放流され、公衆衛生上や水質保全上問題になってきている。その改善のため国庫補助事業として「合流式下水道緊急改善事業」が平成 14 年度に創設された。本市としては平成 15 年度に行った基礎調査、モニタリング調査の結果のもとに、平成 16 年度に改善計画や事業計画の策定を行い、平成 18 年度から改善事業の実施に着手した。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・実施内容 合流式下水道区域面積 1,629ha ・実施期間 平成 15 年度～平成 35 年度</p> <p>3 取組の連携・協働 国</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 合流式下水道緊急改善事業</p>			
取組	汐川水質改善行動計画の実施	総括表番号 1-19	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	田原市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」で課題としてあげられている「汐川、三河湾の水質汚濁」を改善するため、平成 18 年 3 月に策定した行動計画に基づき対策を講ずる。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・実施内容 汚濁排出実態の調査・研究 特定汚染源対策の実施 非特定汚染源対策の実施 汐川を重点的に施策を実施する河川と定めて対策を実施</p> <p>3 取組の連携・協働 市民、事業者、学識者、行政</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 たはらエコ・ガーデンシティ推進計画、田原市環境保全計画</p>			

取組	河川・海岸の清掃・除草 イベント例：梅田川ふれあいクリーン作戦	総括表番号 1-46、5-24	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質浄化啓発事業の一環として、地域、民間企業及び市の協働により、梅田川の水質改善に向けた活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 河川美化活動</li> <li>・ 実施時期 毎年9月下旬～11月中旬</li> <li>・ 実施場所 二川宿本陣資料館第2駐車場周辺及び飛越橋周辺</li> <li>・ 参加者数 約1,600人</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 地元自治会・小中学校、地元企業、湖西市、湖西市企業、愛知県東三河建設事務所</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法</p>			
			
取組	三河湾浄化フェアの開催	総括表番号 5-23	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	豊橋市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質浄化啓発事業の一環として、市民を対象としたイベントを通じ、水環境改善へ向けた意識を啓発する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など イベント名：530のまち環境フェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 簡易水質測定、パネル展示、生活排水浄化資材等の配布</li> <li>・ 実施場所 豊川周辺（豊橋市役所周辺）</li> <li>・ 実施時期 毎年9月中旬～下旬頃</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 530運動環境協議会</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 豊橋市廃棄物総合計画</p>			
			

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾・外海沿岸域（渥美半島等）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

取組	海岸環境整備事業	総括表番号 3-15, 4-9, 4-13	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 <b>多様な生態系</b> <b>ふれあう水辺</b> 取組活性化		
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 離岸堤・突堤・養浜等の整備により、砂浜の保全および再生を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ＜海岸環境整備事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 離岸堤・突堤の整備</li> <li>実施場所 伊良湖港海岸</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	汐川水質改善行動計画の実施	総括表番号 1-19	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	田原市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」で課題としてあげられている「汐川、三河湾の水質汚濁」を改善するため、平成 18 年 3 月に策定した行動計画に基づき対策を講ずる。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 汚濁排出実態の調査・研究、特定汚染源対策の実施 非特定汚染源対策の実施、汐川を重点的に施策を実施する河川と定めて対策を実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 市民、事業者、学識者、行政</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 たはらエコ・ガーデンシティ推進計画、田原市環境保全計画</p>			
取組	河川・海岸の清掃・除草 イベント例：梅田川ふれあいクリーン作戦	総括表番号 1-46、5-24	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	小・中学校、校区自治会、事業者、豊橋市、湖西市等		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質浄化啓発事業の一環として、地域、民間企業及び市の協働により、梅田川の水質改善に向けた活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施内容 河川美化活動</li> <li>実施時期 毎年 9 月下旬～11 月中旬</li> <li>実施場所 二川宿本陣資料館第 2 駐車場周辺及び飛越橋周辺</li> <li>参加者数 約 1,500 人</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 地元自治会・小中学校、地元企業、湖西市、湖西市企業、 愛知県東三河建設事務所</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法</p>			



取組	サーフィン世界大会交流会	総括表番号 3-29	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 <b>多様な生態系</b> ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	サーフィン世界大会実行委員会、田原市観光協会、田原市等		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 サーフィンの世界大会を開催することにより、世界の人々が交流を深めるとともに、サーファー、釣り人、アカウミガメ等が共存する「自然の豊かさ」や「環境保全の重要性」を再確認する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 ビーチクリーン活動、子ガメの放流会</li> <li>・ 実施場所 赤羽根西海岸又は赤羽根大石海岸で実施</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 市観光協会、市商工会、東海テレビ、日本サーフィン連盟等</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	海浜の清掃活動	総括表番号 1-46	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	田原市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 沿岸漁場の効用を高めるとともに、漁場環境の保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 海浜の廃棄物の回収</li> <li>・ 実施場所 沿岸市町</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 漁業者等による清掃活動の推進</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			
取組	水生生物調査	総括表番号 1-44、3-27	登録年度 平成 19 年度
機能区分	<b>きれいな水</b> 豊かな水 <b>多様な生態系</b> ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	県民、市町村、国、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施内容 水生生物調査</li> <li>・ 実施場所 流域内の河川</li> </ul> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			

#### IV 水循環パートナーシッププロジェクト

水質の浄化や水量の確保など水循環の持つ機能や、森林の整備・保全など水循環再生につながるテーマで、東三河地域のニーズと特性にあった先導的な事業を協働・連携して実施していきます。

##### 1 東三河水循環再生フォーラム ～森・川・海でつながる地域～（別票1）

東三河地域は、豊川の水源部の森から河口、海（三河湾・遠州灘）までを一体的に含み、流域圏としてまとまりのある地域です。この地域において、過去の水との共生の智慧を生かしながら、地域の水循環が人の循環、暮らしの循環に展開していく道すじを考えます。

##### 2 流域モニタリング一斉調査（別票2）

県民一人ひとりが、人間活動と水環境など環境との関わりを正しく理解し、自ら環境に配慮した行動をするためには環境学習の果たす役割が重要である。環境学習は、子どもたちが水や自然と触れたり、遊んだりする機会をより多く創出することにより、その中で水や自然の大切さや人と自然との共生について学んでもらうためのものです。その環境学習の一環として、身近な水辺に興味を持ってもらうため「流域モニタリング一斉調査」を平成21年度より実施しています。

##### 3 三河湾里海再生プログラムの推進（別票3）

三河湾は、古くから多様な生態系に培われた様々な海の恵みをもたらしてくれ、生活に密着した「里海」であるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど、環境の改善が進まない状況にあります。

このため、環境部、農林水産部及び建設部で構成した部局横断的なチームを平成20年度に設置し、三河湾の里海再生に向けて今後取り組むべき施策について検討し、平成22年度末に「三河湾里海再生プログラム」を取りまとめました。

このプログラムに基づき、干潟・浅場造成を積極的に推進するとともに、干潟・浅場及び海域のモニタリング、干潟・浅場・藻場の保全活動の支援、干潟・浅場を通じた里海に関する啓発などの事業を推進しています。

##### 4 関係機関との連携強化（伊勢湾再生推進会議）（別票4）

伊勢湾再生の目標を達成するための仕組みの構築と取り組みを推進することを目的として、平成19年3月に伊勢湾再生推進会議によって策定された伊勢湾再生行動計画では、伊勢湾再生に向けた「スローガン」と「目標」を設定し、目標達成に向け「3つの基本方針」及び「9つの行動方針」に沿って、森・川・海に関する施策を実施することとしました。



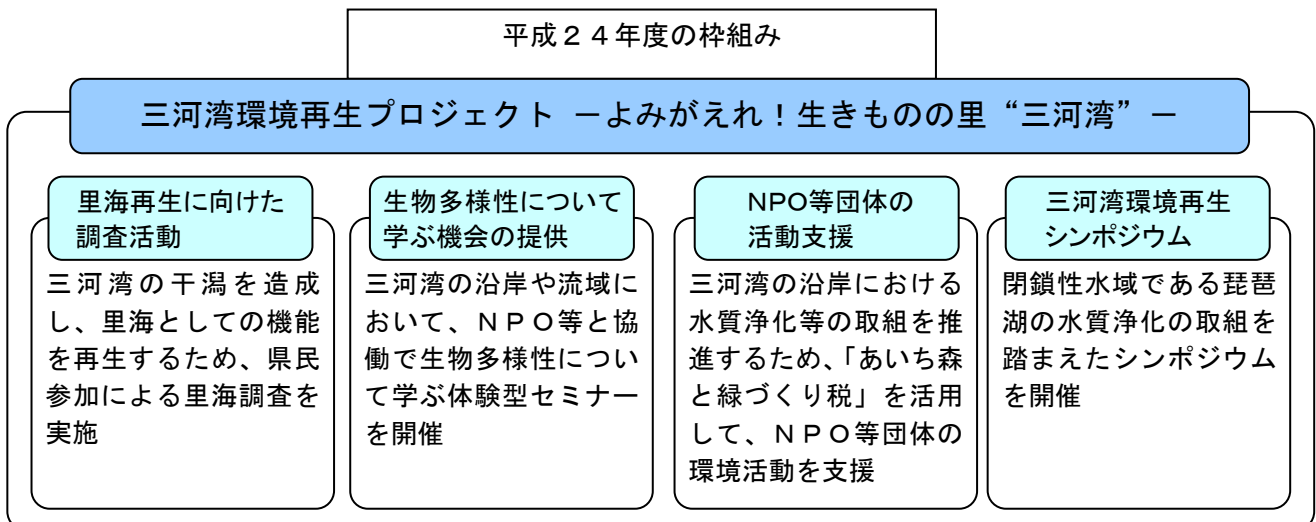
### 5 三河湾環境再生プロジェクト —よみがえれ！生きものの里“三河湾”—（別票5）



三河湾は、古くから漁業や海運はもとより、潮干狩りや海水浴、近年に至っては海洋スポーツやレクリエーションと、私たちが多くの恵みや恩恵を受けてきた海であり、次世代に残さなければならぬ本県の財産です。

しかしながら、三河湾は戦後の経済発展や都市化の進展などに伴い、赤潮や苦潮の発生など水質の悪化が生じ、これまでも汚濁負荷の流入削減など各種対策を講じてきましたが、環境の改善が残念ながら十分には進んでいない状況にあります。

こうした中、本県では、三河湾を里海として再生するための様々な取組の効果等を検討し、「三河湾里海再生プログラム」を平成23年3月に取りまとめ、これに基づき三河湾の里海再生に向けた取組を推進しています。

平成24年度からは、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト —よみがえれ！生きものの里“三河湾”—」と銘打って、NPO等の活動支援、三河湾の里海再生に向けた調査活動、生物多様性について学ぶ機会の提供、他県の活動を踏まえた学習機会の提供などの事業を展開しています。



登録年度	平成 19 年度
テーマ	東三河水循環再生フォーラム ～森・川・海でつながる地域～
分類	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水質の浄化</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水量の確保</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生態系の維持</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水辺の保全</span>
実施主体	東三河流域フォーラム
キーワード	水循環、循環型社会、地域作り、人材育成
<p><b>1 取組の目的、背景及び必要性</b></p> <p>東三河地域は豊川の水源部の森から河口部、海（三河湾・遠州灘）までを一体的に含むエリアであり、流域圏として自己完結したまとまりのある世界を構成している。</p> <p>このエリアを舞台として、これまでさまざまな議論がなされてきたが、どちらかといえば洪水に悩まされた治水の面からや、人口集積にともなって新たに登場した効率的利用、そして水質改善などの面に重きが置かれてきたことは否めない。</p> <p>ところが、現在では、自然の仕組みの中で水がどのように循環し、その仕組みの中で地域の環境がどのように維持されてきたのか、この地域の「環境」を持続的に利用しなければならない我々は、過去の共生の智慧を生かしながら、どのような暮らし方を創り出していくべきか、という側面を重視しなければならなくなっている。</p> <p>このような視点から、地域の水循環が、人の循環、暮らしの循環に展開していく道すじを考えるため、連続フォーラム方式で、自分たちで考え、議論する場を作っていく。</p> <p><b>2 取組内容</b></p> <p>東三河地域の特徴をもとにテーマを決め、各回テーマごとに専門家のレクチャーを聞き（座学）、その後、講師を交えて意見交換を行う。また、現地見学会も実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p><b>3 期待される効果</b></p> <p>地域の「環境」を持続的に利用するために必要な暮らし方を、過去の智慧を生かしながら創り出していく道すじを、自分たちで考え議論するきっかけを作る。</p> <p><b>4 役割分担</b></p> <p>民間団体が主体的に実施するフォーラムの運営に、県が協力する。</p> <p><b>5 今後の検討課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者の裾野を広げるための広報等の工夫</li> <li>・ フォーラム参加者の次の行動に繋がるフォローアップ等のシステム作り</li> </ul>	

登録年度	平成 23 年度																													
テーマ	流域モニタリング一斉調査																													
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全																										
実施主体	愛知県、市町村、県民																													
キーワード	水循環再生指標 モニタリング																													
<p><b>1 取組の目的、背景及び必要性</b></p> <p>水質・水量・生態系・水辺といった水循環に係わる項目について、県民の皆さんと行政が協働してモニタリング調査を行い、「森から海まで流域全体を視野に入れた」水循環の現状とその変化を経年的に把握し、今後の取組に役立てることを目的としている。「流域モニタリング一斉調査」は平成 21 年度より実施している。</p> <p><b>2 取組内容</b></p> <p>水循環再生指標（「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」の 4 項目で構成）を用いたモニタリング調査である。</p> <p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査の名前</th> <th>調査の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水のきれいさ</td> <td>五感による調査</td> <td>目や鼻を使って水質を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>パックテスト</td> <td>COD パックテストを使う水質調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水の量</td> <td>五感による調査</td> <td>目で見て水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>水深測定</td> <td>巻き尺などを使って水深測定</td> </tr> <tr> <td>流速測定</td> <td>流れの早さを測る調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生態系</td> <td>五感による調査</td> <td>目や耳と使って水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>水生生物調査</td> <td>川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水辺のようす</td> <td>五感による調査</td> <td>目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>透視度測定</td> <td>水の透視度を測定</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング調査</td> <td>川の利用状況について利用者に対し聴取</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 期待される効果</b></p> <p>流域モニタリング一斉調査を通じ、多くの人々が水循環再生への理解を深め、取組への参加の輪が広がることを期待できる。</p> <p><b>4 役割分担</b></p> <p>民間団体等が主体的に実施するモニタリング調査に、行政（県及び市町村）が協力して推進する。</p> <p><b>5 今後の検討課題</b></p> <p>調査結果の一層の蓄積と、調査結果と水循環再生との関連性を示すなど調査結果の有効活用を行う必要がある。</p>					調査の名前	調査の内容	水のきれいさ	五感による調査	目や鼻を使って水質を把握する調査	パックテスト	COD パックテストを使う水質調査	水の量	五感による調査	目で見て水辺の状態を把握する調査	水深測定	巻き尺などを使って水深測定	流速測定	流れの早さを測る調査	生態系	五感による調査	目や耳と使って水辺の状態を把握する調査	水生生物調査	川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断	水辺のようす	五感による調査	目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査	透視度測定	水の透視度を測定	ヒアリング調査	川の利用状況について利用者に対し聴取
	調査の名前	調査の内容																												
水のきれいさ	五感による調査	目や鼻を使って水質を把握する調査																												
	パックテスト	COD パックテストを使う水質調査																												
水の量	五感による調査	目で見て水辺の状態を把握する調査																												
	水深測定	巻き尺などを使って水深測定																												
	流速測定	流れの早さを測る調査																												
生態系	五感による調査	目や耳と使って水辺の状態を把握する調査																												
	水生生物調査	川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断																												
水辺のようす	五感による調査	目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査																												
	透視度測定	水の透視度を測定																												
	ヒアリング調査	川の利用状況について利用者に対し聴取																												



登録年度	平成 23 年度
テーマ	三河湾里海再生プログラムの推進
分類	<u>水質の浄化</u> 水量の確保 <u>生態系の維持</u> 水辺の保全
実施主体	愛知県
キーワード	里海、生態系保全
<p><b>1 取組の目的、背景及び必要性</b></p> <p>三河湾は、古くから多様な生態系に培われた様々な海の恵みをもたらしてくれ、生活に密着した「里海」であるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど、環境の改善が進まない状況にある。</p> <p>このため、三河湾の里海再生に向けて今後取り組むべき施策について、愛知県の3部局（環境部、農林水産部及び建設部）で構成した特別チームで3年間にわたり検討し、平成 22 年度末に「三河湾里海再生プログラム」（以下「プログラム」という。）を取りまとめた。</p> <p><b>2 取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三河湾における干潟浅場の造成</li> <li>・干潟・浅場及び海域のモニタリング</li> <li>・干潟・浅場・藻場の保全活動の支援</li> <li>・干潟・浅場等を通じた里海に関する啓発</li> <li>・深掘跡の埋め戻し、浚渫及び覆砂の継続実施</li> <li>・局所的環境悪化水域の環境修復 など</li> </ul> <p><b>3 期待される効果</b></p> <p>三河湾の里海としての再生に向けて、水質環境基準の達成とともに、多様な生態系を保全・再生・創出し、人と水との豊かな関わりを取り戻すことを目指す必要がある。「プログラム」では、目指すべき姿として「きれいな海」、「豊かな海」、「親しめる海」を掲げ、干潟・浅場の造成を主要な施策とし、干潟・浅場に係るモニタリング、啓発等の取組を推進するとしている。</p> <p>プログラムを策定したことにより、三河湾再生のための取組を関係部局が連携して実施することができる。</p> <p><b>4 役割分担</b></p> <p>プログラムの内容を、環境部、農林水産部、建設部等の関係部局が連携し推進する。</p> <p><b>5 今後の検討課題</b></p> <p>プログラムの継続的な実施</p>	

登録年度	平成 23 年度
テーマ	関係機関との連携強化（伊勢湾再生推進会議）
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全
実施主体	中部地方整備局はじめ関係省庁及び関係地方公共団体等
キーワード	伊勢湾再生 行動計画
<p><b>1 取組の目的、背景及び必要性</b></p> <p>伊勢湾再生推進会議は平成 18 年 2 月 2 日に関係省庁及び関係地方公共団体等によって、設置された。平成 19 年 3 月には、伊勢湾の再生に向けて「伊勢湾再生行動計画」を策定した。伊勢湾再生行動計画では、伊勢湾再生に向けたスローガンと目標を設定し、毎年、伊勢湾再生のための取組を実施している。 ※)「伊勢湾」とは、伊勢湾（狭義）及び三河湾と定義</p> <p><b>2 取組内容</b></p> <p><b>【伊勢湾再生に向けた目標】</b></p> <p>「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」</p> <p><b>【行動計画の策定】</b></p> <p>伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産学官と沿岸域及び流域の人々などの多様な主体が協働連携を図りつつ、目標達成へ向けた仕組みの構築と取組を推進する。</p> <p><b>【伊勢湾流域圏一斉モニタリングの実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体等が実施する水質調査</li> <li>市民の方々が実施する「簡易水質テスト」「ゴミ調査」「生物調査」</li> </ul> <p><b>3 期待される効果</b></p> <p>伊勢湾を再生させるという目標に向かって関係機関が共通認識をもち、各施策を実施し、健全な水・物質循環の構築、多様な生態系の回復、生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充を図る。さらには、伊勢湾流域圏モニタリングを通じ、多くの人々が伊勢湾再生への理解を深め、取組への参加の輪が広がることが期待できる。</p> <p><b>4 役割分担</b></p> <p>関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、伊勢湾再生のための施策を実施する。</p> <p><b>5 今後の検討課題</b></p> <p>伊勢湾の水質等を改善するためには、伊勢湾の汚濁機構を詳細に把握し、効果的な施策を検討する必要がある。このため、伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積するためのモニタリングを実施する。</p>	



登録年度	平成 24 年度
テーマ	三河湾環境再生プロジェクト ーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー
分類	<u>水質の浄化</u> 水量の確保 <u>生態系の維持</u> 水辺の保全
実施主体	愛知県、民間団体
キーワード	三河湾、里海、生態系保全
<p><b>1 取組の目的、背景及び必要性</b></p> <p>三河湾を取り巻く沿岸地域の県民、NPO、市町村及び県が一体となって、三河湾の再生に向けた取組の機運を高めるため、三河湾の里海再生に向けた調査活動を行うとともに、他県の活動を学ぶ機会の提供、市町村、NPO等の活動支援や生物多様性について学ぶ機会を提供する。</p> <p><b>2 取組内容（平成24年度の枠組み）</b></p> <p>○里海再生に向けた調査活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里海モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>干潟の水質浄化機能等を継続的にモニタリングすることにより、干潟の特徴や経年変化を把握する。</li> </ul> </li> <li>・県民参加の里海調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>干潟等が持っている様々な機能の重要性について理解を深めるため、県民参加による調査を実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>○生物多様性について学ぶ機会の提供</p> <p>三河湾沿岸において、NPO等と協働で生物多様性について学ぶ体験型セミナーを実施する。</p> <p>○NPO等団体の活動支援（「あいち森と緑づくり税」を活用した支援）</p> <p>三河湾沿岸や流域における水質浄化の取組を推進するため、NPO等の環境活動を支援する。</p> <p>○三河湾環境再生シンポジウムの開催</p> <p>三河湾環境再生プロジェクトのメインイベントとして、愛知県や滋賀県で海や河川の環境活動を行っている団体間の交流や活動事例発表などのシンポジウムを開催する。</p> <p><b>3 期待される効果</b></p> <p>三河湾の環境再生には、干潟・浅場の保全や造成、陸域からの汚濁物質の流入を抑制するなどの取組に加え、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となり三河湾の再生に向けた取組の機運を高めることが重要である。そこで、NPO等団体、市町村及び県による事業が共通の目的のもとに連携して実施されることにより、取組の機運を高めることができる。</p> <p><b>4 役割分担</b></p> <p>県民、民間団体、市町村、県関係機関などが一体となり、三河湾の再生に向けた取組を継続的に推進していく。</p> <p><b>5 今後の検討課題</b></p> <p>三河湾の環境再生には、三河湾を近い存在に感じることや、環境再生に取り組む人の輪を大きく太くしていくことが重要であることから、その実現に向けて各主体と連携した取組を一層進めていく。</p>	

## V 行動計画推進のために

行動計画に位置づけられた水循環再生の取組を推進するため、県民や事業者、民間団体、行政からなる「東三河地域水循環再生地域協議会」では、各地域における取組の推進を図るとともに、各主体間相互の取組の連携・調整や取組情報の整理・提供を行います。また、必要に応じ県域を越えた取組の検討や他県との調整を行います。

東三河地域水循環再生地域協議会の構成員

区分	所属	役職等
座長	豊橋技術科学大学	教授 井上隆信
事業者・県民・民間団体	新城森林組合	組合長
	豊橋農業協同組合	組合長
	愛知東農業協同組合	組合長
	蒲郡漁業協同組合	組合長
	豊川上漁業協同組合	組合長
	豊橋商工会議所	専務理事
	豊川商工会議所	専務理事
	豊川総合用水土地改良区	理事長
	穂の国森づくりの会	事務局長
	朝倉川育水フォーラム	理事長
市町村	豊橋市	市長
	豊川市	市長
	蒲郡市	市長
	新城市	市長
	田原市	市長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
国	中部地方環境事務所	環境対策課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	事業部長
県	東三河総局	総局長
	東三河総局新城設楽振興事務所	所長
	新城設楽農林水産事務所	所長
	東三河農林水産事務所	所長
	新城設楽建設事務所	所長
	東三河建設事務所	所長
	三河港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長

平成 25 年 4 月時点

## 1 各主体に期待される役割

水循環再生基本構想を推進するためには、県民や事業者、民間団体、行政の各主体が、水循環再生に関する自らの役割と参加する意義を理解し、各主体の立場に応じた役割分担のもと、自主的・積極的に水循環の再生施策に取り組む必要があります。

このため、各主体が役割を次のように分担し、協働・連携して取組を進めます。

### 県民

環境の問題は、県民一人ひとりの行動や生活様式と深くかかわっています。

このため、普段の暮らしと河川や水路などの水質の汚濁などのかかわりを理解し、日常生活の中で、よごれを流さないことや水の使い方を工夫することなど、実行が可能な行動を実践します。

また、地域における水循環再生に関する意識の向上に努めるとともに、地域の活動に自主的・積極的に参加します。

### 事業者

事業者は、事業活動により用水の取水や排水を通して、地域の河川や水路などに様々な影響を与えており、水循環再生の取組にとって、重要な役割を担っています。

このため、事業者は、節水や水の再利用など効率的な水利用、排水の汚濁負荷の改善などによる、水循環再生に向けた直接的な取組を実施するとともに、提供する製品やサービスによる間接的な水循環再生への取組についても配慮することが必要です。

さらに、地域社会の一員として、県民、民間団体や行政との連携した取組が必要です。

### 民間団体

県民や事業者により組織され、非営利的かつ自主的に活動している民間団体は、社会や地域における環境保全活動の実践者としてその専門性を生かし、県民、事業者、行政との連携・協働に配慮しつつ、水循環再生の取組に参画していきます。

また、今後団塊の世代とされる多くの人々が定年を迎えることから、新たな実践者を育成する役割が期待されます。

### 行政

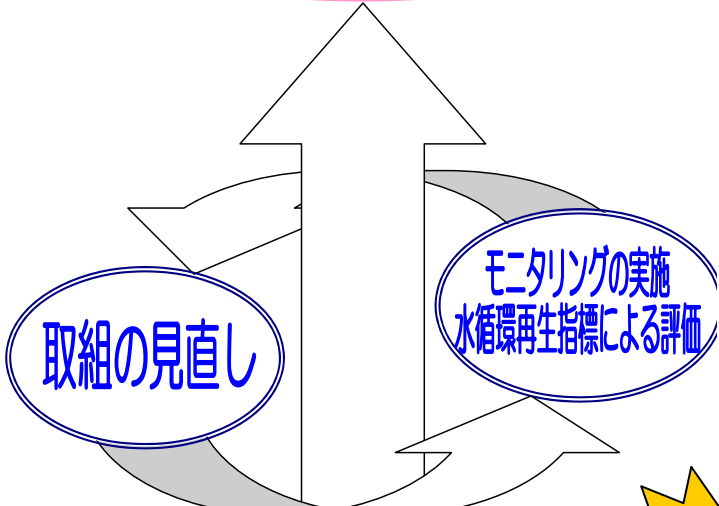
行政は、水循環再生に向けた総合的な施策を策定し、実施します。

また、地域の水情報の積極的な提供や情報の共有化、環境学習による県民の啓発を図ります。

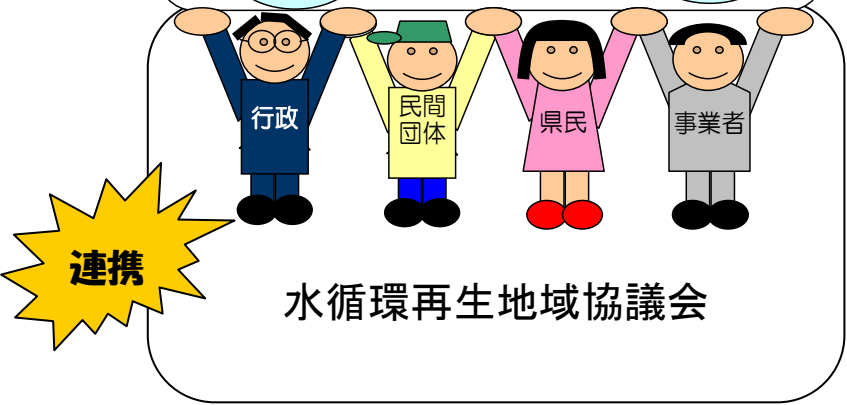
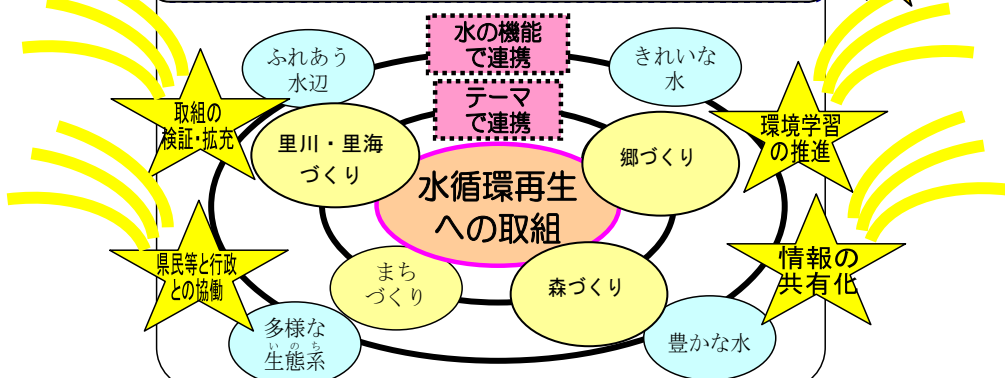
さらに、地域における県民や事業者、民間団体、行政等の連携が非常に重要であることから、これらの主体が密接に連携できるような場の提供や主体間の調整的な役割を担います。

# 水循環の再生

人と水との豊かな  
かかわりの回復・創造



## 水循環再生地域行動計画 **協働**



## 2 行動計画の推進に向けて

### (1) 取組の進行管理

行動計画で定めた取組を、県民、民間団体、事業者が連携して主体的に取り組むために、尾張地域水循環再生地域協議会に行動計画フォローアップチームを設置し、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、更新(Action)のPDCAサイクルを繰り返すことにより、行動計画の効果的進行管理と計画の見直しを進めます。

### (2) 取組実施状況の点検、計画の更新

行動計画は、今後の研究成果などにより新たな知見が得られたりするなど、方向性の修正が見込まれることから、概ね3年ごとに達成状況や課題を整理しながら、中間評価や更新を行います。

取組実施状況の点検は、次のように毎年行います。

西三河地域の共通目標や流域ごとに掲げている流域別目標については、行動計画フォローアップチームが行動計画に掲げた取組の中から進捗状況の指標として適切な項目を選定し、取組の実施状況を点検・把握します。

また、取組による水環境の状況変化把握などのため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して、川などの総合的な健康状態を水循環の視点で判断するため作成した「あいちの水循環再生指標\*」を活用し、モニタリング調査や流域内で調査日を定めて行う「流域モニタリング一斉調査」を経年的に実施します。これらの調査を通じて水循環再生への理解を深めるとともに、取組への参加意欲も高めていきます。

なお、点検結果は、行動計画フォローアップチームが窓口となって取りまとめを行います。

#### 【水循環再生指標の調査項目】

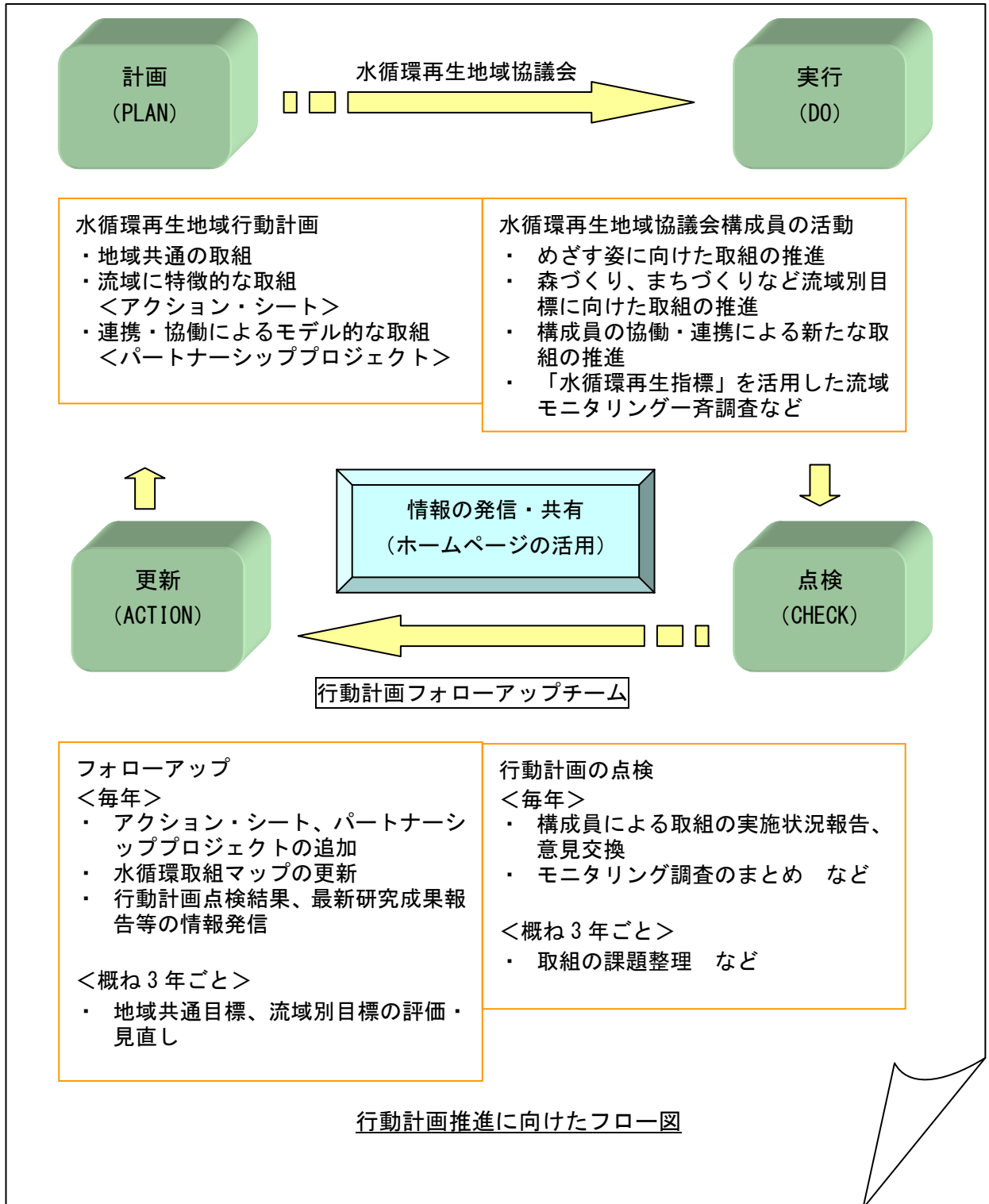
評価項目	調査項目
水質	水の汚れ(COD)、水の色、濁り、におい、泡・油膜、水底の感触
水量	水深、流れの変化、流速、湧水
生態系	水質階級(水生生物調査)、魚の調査、 植生調査(水際、水辺周辺)、鳥や昆虫の調査、外来種調査
水辺	透視度、ごみの状況、水辺を利用したいか(親しみ)、 水辺への近づきやすさ、水辺の自然度、水辺景観(心地よさ) 水辺の活動(①散歩、レジャー ②環境学習 ③環境保全活動)

\*あいちの水循環再生指標：「水質」のほか、「水量」や「生態系」、「水辺の親しみやすさ」などの項目で構成し、川や海などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するための指標

### (3) 情報の共有と発信

地域協議会で新たに合意された取組（アクション・シート、パートナーシッププロジェクト）は毎年行動計画に追加していきます。また、付表に添付している水循環取組マップについても、毎年更新していきます。

目標達成状況の点検結果及び汚濁機構解明などの最新研究成果報告等は、ホームページなどから発信し、情報の共有化を図り行動計画の効果的な推進に努めます。





付 表

東三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表